

令和8年度 第4回 浜松市中央区協議会西地域分科会

日時：令和8年7月15日（水）

午後1時30分～3時（予定）

会場：西行政センター3階 大会議室

次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 中央区協議会（代表会）からの連絡事項について

☞ 資料 A（当日配付）

5 議事

（1）【報告事項第2号】中学校の休日の部活動の地域展開について

☞ 資料 1

（2）【協議事項第4号】令和8年度浜松市市民活動表彰団体（西地域分）の推薦について

☞ 資料 2 、 資料2－2（当日配付）

6 その他

・ガバメントクラウドファンディングについて

☞ 資料 B（当日配付）

・令和9年2月開催予定の分科会の日程変更について

☞ 資料 C（当日配付）

7 閉会

区 分	☐ 諮問事項 ☐ 協議事項 ☒ 報告事項				
件 名	中学校の休日の部活動の地域展開について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	○背景 ・中学校部活動の地域展開については、国の理念や方向性にに基づき、全国的な取組を推進。 ○経緯 ・令和 7 年 11 月度（西地域分科会のみ 12 月度）の地域分科会・天竜区協議会における協議事項として、「浜松市『休日の部活動の地域展開』に関するガイドライン（案）」を提案した。 ・「浜松市『休日の部活動の地域展開』に関するガイドライン」について、令和 8 年 3 月 30 日に公表した。 ○現状 ・令和 8 年 4 月 10 日（金）から、指導者人材バンクへの登録を開始。877 人登録済（R8. 6. 30 現在） ・令和 8 年 4 月 24 日（金）から、市認定地域クラブ活動「はまクル」の認定申請を開始。 204 団体登録済（R8. 6. 30 現在）				
対象の区協議会	すべての地域分科会、天竜区協議会				
内 容	以前に協議事項として提案した「浜松市『休日の部活動の地域展開』に関するガイドライン」（令和 8 年 3 月 30 日付け公表）について、現状や今後の予定等について報告するもの。				
備 考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	<今後の予定> ・令和 8 年 9 月 5 日（土）から休日の部活動を原則廃止し、市認定地域クラブ活動「はまクル」に移行（予定）				
担当課	学校・地域連携課	担当者	堀野智浩	電話	457-2405（内 4069）

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

休日の部活動の地域展開について

学校・地域連携課

1 地域展開に向けた取組について

(1) これまでの経緯

- ・昨年 10 月に『浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン（案）』を公表
- ・ガイドライン（案）に関する意見及び国のガイドラインの内容を踏まえ、地域クラブ活動協議会で再検討し、完成版を策定 【資料 2（概要）参照】

(2) 浜松市の方向性

- ・令和 8 年 8 月末で浜松市立中学校の休日の部活動は原則終了し、9 月以降は地域クラブ活動へ移行
- ・地域クラブ活動の体制が整わない場合は、部活動指導員による部活動を経て地域クラブ活動へ移行
- ・平日の部活動は当面の間継続、平日の部活動の地域展開は休日の移行が円滑に進んだ後に実施
- ・国の要件に沿って市区町村が地域クラブを認定する「認定地域クラブ活動」に対し、公的支援を行う

2 スケジュール

○ガイドライン公表 3 月 3 0 日（月）

○はまクル指導者人材バンク登録申請 4 月 1 0 日（金）1 2 時より開始

○はまクル認定クラブ認定申請

- ・第 1 次申請期間 4 月 2 4 日（金）～5 月 2 2 日（金）【済】
- ・第 2 次申請期間 6 月 5 日（金）～6 月 2 6 日（金）【済】
- ・第 3 次申請期間 7 月 1 0 日（金）以降随時 📍現在ここ

○各種説明会の開催

□認定クラブの申請方法に関する説明会

- ・第 1 回説明会 4 月 2 4 日（金）1 9 時 浜北文化センター【済】
- ・第 2 回説明会 5 月 2 9 日（金）1 9 時 可美公園総合センター【済】
- ・第 3 回説明会 6 月 5 日（金）1 8 時 浜松市教育委員会【済】
- ・第 4 回説明会 6 月 9 日（火）1 4 時 浜松市教育委員会【済】

□認定クラブの補助金制度に関する説明会

- ・第 1 回説明会 6 月 1 9 日（金）1 9 時 浜北文化センター【済】
- ・第 2 回説明会 7 月 3 日（金）1 9 時 可美公園総合センター【済】

○はまクルポータルサイト（開設済）

- ・はまクル認定クラブのプロフィール情報を掲載
- ・サイトからの体験・参加の申し込み等が可能
- ・浜松市の部活動の地域展開に関するさまざまな情報を掲載予定

○浜松市立中学校の休日部活動 8 月 3 0 日（日）をもって原則終了

- ・中学校地域クラブの活動も終了

○はまクル認定クラブの活動 9 月 5 日（土）より開始

はじめに（部活動改革の背景）

- 中学校の部活動は、これまで多くの教育的意義を有してきたが、少子化の進展や学校の働き方改革の推進により、これまでと同様の部活動の継続が困難
- 国の方針を踏まえ、市では令和5年5月に「休日の部活動の地域移行に向けた取組方針」を策定、同年7月に「地域クラブ活動協議会」を設置し、協議
- 令和7年12月に、文部科学省から地域クラブ活動に関する新たなガイドラインが公表され、その内容を参酌のうえ、本ガイドラインを策定

I 基本理念と活動指針

1 市の基本理念と全体像

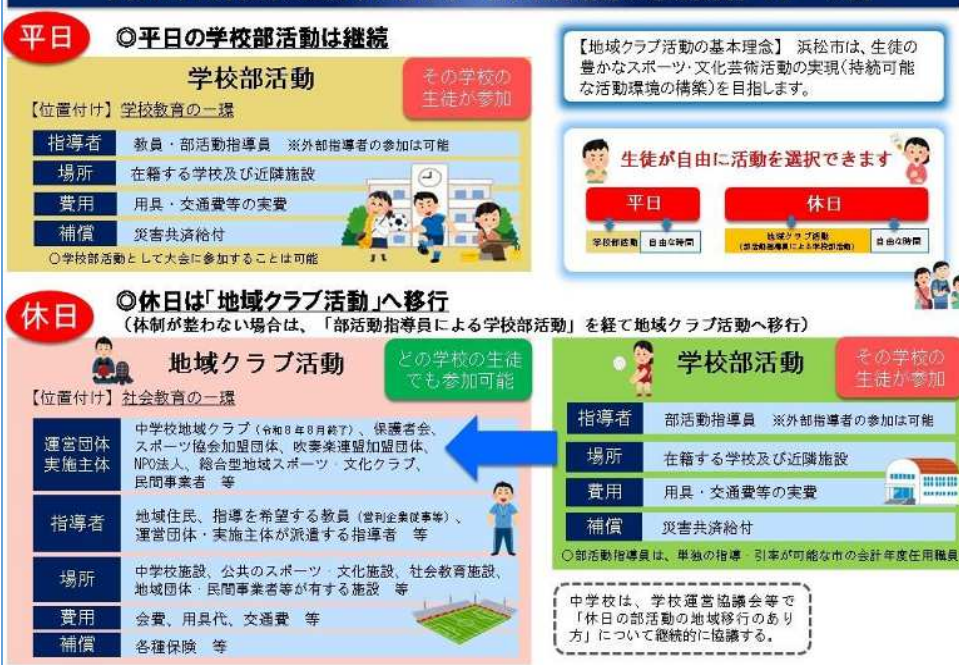
〔基本理念〕

「生徒の豊かなスポーツ・文化活動の実現」・「持続可能な活動環境の構築」

※ これまで学校単位で部活動として行われてきた活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障する必要

2 市の方向性

令和8年9月以降の浜松市における「休日の部活動の地域展開」イメージ図



- 令和8年9月以降、
- ①平日の学校部活動は継続する
 - ②休日は地域クラブ活動へ移行する（地域展開）
 - ③地域クラブ活動の体制が整わない状況であれば、部活動指導員による学校部活動（地域連携）を経て地域クラブ活動へ移行
- 中体連やコンクール等の大会参加を除き、原則、教員が休日に部活動には携わらない
- 平日の部活動の地域展開＝国や市の検証を踏まえ、休日の移行が円滑に進んだ後に実施

II 市が目指す地域クラブ活動の在り方及び認定制度

1 市が目指す地域クラブ活動「はまクル」について

〔ターゲット〕

- ◆「活動を楽しみたい」、「上手になりたい」、「仲間や地域の方との交流を深めたい」という目的をもつ生徒

〔運営〕

- ◆営利を目的とした運営ではなく、できる限り低廉な参加費等を設定し、どの生徒も参加できるようにする

※「はまクル」＝「はままつ+地域クラブ（CLUB）」を短縮、融合させた造語



2 市の地域クラブ活動に関する認定制度

◎ はまクルの趣旨に沿って、市が認定したクラブ＝「はまクル認定クラブ」

〔はまクル認定クラブの効果（メリット）〕

- ◆「はまクルポータルサイト」を通したクラブ員募集等の周知
- ◆中学校施設等の優先使用や財政支援等の公的支援の対象
- ◆生徒の大会等への参加や指導を希望する教員の従事を円滑に行う

〔参加対象者〕

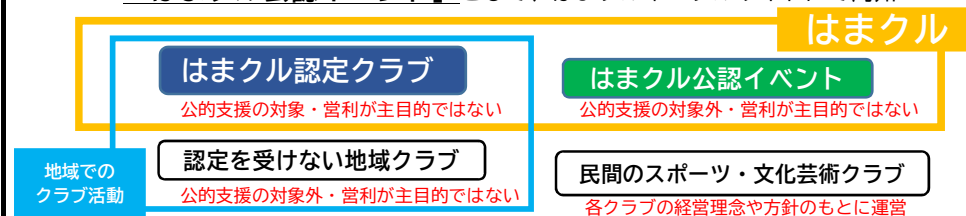
- ◆浜松市内に在住の中中学生（私立・県立・国立中学校に通学する生徒も含む）が基本
- ◆希望するすべての生徒が参加可能＝セレクション等の選抜は禁止
- ※安全面、平日部活動との連携等の理由から、学校や地域を限定して対象者を制限することは可能
- ◆中学生を対象の中心に小学生や高校生、大人も含めた幅広い年代の参加が可能

〔5つの認定要件〕 ※以下の要件を規約に明記して申請（認定の有効期間は最大3年間）

- 【1】基本理念に沿った活動の目的及び活動計画
- 【2】複数の指導者や活動場所の確保等の指導体制
- 【3】コンプライアンス意識の徹底を図るための方策
- 【4】公正かつ適切な会計処理及び資金管理体制
- 【5】活動中のけがや賠償等のための保険への加入

〔はまクル認定クラブ以外の活動の取扱い〕

- ◆認定を受けていない地域クラブや既存クラブの活動を阻害するものではない
- ◆はまクルの趣旨に沿った期間限定の練習会や教室、文化講座、単発のイベント等＝「はまクル公認イベント」として、はまクルポータルサイトに周知



Ⅲ はまクルの円滑な推進に当たっての対応

Ⅰ 推進体制の整備

〔市における体制整備〕

- ◆将来的な平日の移行も見据え、様々な部署が一体となって取組を進める
- ◆学校とはまクル認定クラブの円滑な連携を進める統括コーディネーターの配置
- ◆令和8年度以降も、休日の地域展開の検証と平日移行の検討を進める協議会等の設置

〔学校との連携〕

- ◆はまクル認定クラブと学校は、活動方針やスケジュール等の情報共有を積極的に行う
- ◆特に、学校の設置部活動の競技・種目のクラブは、学校との密接な連携が必要
- ◆活動中のクラブ員同士のトラブルや事故等は、保護者の了承を得つつ、学校に情報提供

〔関係団体・大学・企業等との連携〕

- ◆スポーツ協会、文化振興財団、中体連等の関係団体との連携や協力体制を構築
- ◆指導者研修、指導者や運営スタッフの派遣等、地元大学への協力依頼
- ◆クラブへの協力・支援を希望する企業向けに「企業応援制度（仮称）」を構築

2 はまクル認定クラブの活動指針

〔①運営団体・実施主体〕

- ◆既存クラブからの移行もしくは新たに団体を創設し、認定クラブ申請

〔②指導者〕

- ◆18歳以上（高校生は除く）の成人2名以上の指導者登録＝全員指導者人材バンクに登録
- ◆指導者としての資格は求めないが、活動開始までに所定の研修を受講
- ◆指導者を求めるクラブと人材バンク登録の指導者とのマッチングを行う
- ◆指導者の報酬は各クラブで適切な金額を決定

〔③活動内容〕

- ◆部活動に設置していないスポーツ・文化芸術活動もクラブ創設が可能
- ◆活動時間は原則、土日どちらか3時間程度
※平日の部活動と休日の認定クラブ活動の合計を週11時間程度の範囲内とすることができれば、各クラブや地域の実情に応じて、土日2日間連続して活動を行うなど柔軟な対応も可能
- ※指導希望教員の指導日や中学校施設の優先使用等の公的支援は「土日どちらか3時間程度」を基準

〔④活動場所（活動用具）〕

- ◆原則として市立中学校の施設を活動場所に設定
- ◆休日の昼間は、無償かつ優先的に使用可能、学校備品の使用も可能

〔⑤費用〕

- ◆活動の維持・運営に必要な範囲で、各クラブが可能な限り低廉な参加費等を設定
- ◆経済的に困窮する家庭に対し、市が参加費等について適切な支援を行う

〔⑥保険〕

- ◆クラブ員や指導者は、自身のけが等の補償する保険と個人賠償責任保険に加入

〔⑦管理責任〕

- ◆各クラブ及び指導者の活動時における安全配慮義務

〔⑧事故の防止やクラブ員の健康管理〕

- ◆活動中や移動中の事故の防止及び健康管理に留意
- ◆暑さ指数（WBGT）31℃以上は原則運動中止、天候急変や落雷の危険感知の際は活動中止

〔⑨活動場所への移動手段〕

- ◆活動場所が遠方にある場合の移動手段の確保については、多様な政策分野と連携・協働

〔⑩障がいのある生徒の活動機会〕

- ◆障がいの有無に関わらず、生徒の希望する活動を主体的に選択できるような環境整備

Ⅳ 学校部活動の在り方

- ◆平日の部活動は、週2日を休養日とし、活動時間は2時間程度（準備等含む）
- ◆休日に部活動が実施できる条件
 - ・地域クラブの体制が整わない状況で、暫定的に部活動指導員の指導で活動する場合
 - ・中体連やコンクール等、部活動で参加が認められる大会や行事に参加する場合



浜松市立中学校部活動運営方針

Ⅴ 大会・コンクールの在り方

〔クラブ員の大会等の参加機会の確保〕

- ◆参加にあたっては、クラブ員の主体的な選択により決定されるように留意
 - ◆大会によって、参加対象者や指導者の条件が異なるため、事前確認と適切な対応が必要
 - ◆部活動でも参加可能な大会は、クラブ員の希望を尊重しつつ、学校との連携、調整が必要
- 〔大会等への参加の引率や運営への従事〕
- ◆参加にあたっては、クラブの指導者や運営スタッフが引率
 - ◆大会主催者からの依頼があれば、クラブ側も大会役員等の業務に積極的に従事する

Ⅵ 関連する制度の在り方

〔教職員のはまクル認定クラブへのかかわり〕

- ◆指導者や運営スタッフとして携わる場合は、勤務校の校長の了承を得たうえで、「営利企業従事等」の許可を申請
 - ◆勤務校の部活動を母体とするクラブを含め、どのクラブに携わるかは自分で選択
 - ◆はまクル認定クラブの代表者にはなることができない
- 〔高等学校入学者選抜におけるはまクル認定クラブ活動の取扱い〕
- ◆クラブ員が所属する中学校と、高校入試に関して、必要に応じて情報共有
 - ◆クラブと高等学校が入学者選抜に関する内容について直接やりとりしてはいけない

別冊資料

【別冊①】 はまクル認定クラブの認定制度（はまクル指導者人材バンク登録制度を含む）

- ・認定要件の具体的事項、制度の概要、人材バンク登録制度の概要を掲載

【別冊②】 はまクル認定クラブ「参加の手引き」

- ・運営をしたい方、指導者・運営スタッフ、生徒・保護者の参加手順等を掲載

【別冊③】 はまクル認定クラブ中学校施設利用マニュアル

- ・中学校施設の利用調整、鍵の管理、施設破損の対応、学校備品の使用等の細則を掲載

【別冊④】 はまクル認定クラブ申請書式等

- ・はまクル認定クラブの申請、登録内容の変更、認定取消等に必要の書式を掲載
- ※はまクル認定クラブ及びはまクル指導者人材バンクへの申請は、電子申請で対応

「はまクル認定クラブ」・「はまクル指導者人材バンク」申請の流れ

- ①はまクル指導者人材バンク「登録申請」（1クラブ2名以上）
→指導者登録番号付与、指導者情報公開（希望者）
- ②はまクル認定クラブ「認定申請」（団体規約、口座証明書類含む）
→認定クラブ番号付与、はまクルポータルサイトにてクラブ情報公開
- ③登録指導者の事前研修受講／クラブ員名簿（保険証明書類含む）の提出
→指導者登録証授与、活動場所（中学校施設）調整
- ④活動開始



はまクルロゴマーク



はまクル ポータルサイトが OPENしました！

浜松市「休日の部活動の地域展開」に関する情報が集まる『はまクルポータルサイト』が開設しました。

はまクル認定クラブの検索・入会申込や指導者求人情報の確認など、
はまクルに関するあらゆる情報を一元的にご覧いただけます。

※各認定クラブのプロフィール情報は、6月上旬より随時掲載開始予定です。



部活動の地域展開と浜松市の取組について

「部活動の地域展開」とは？

近年、生徒数の減少や先生の働き方改革により、これまでと同じ形で部活動を続けることが難しくなっています。
そこで、部活動を地域へ移し、子どもたちがこれからも安心してスポーツや文化芸術活動を楽しめるよう支えていく取組が全国で広がっています。

浜松市が目指す地域クラブ活動「はまクル」

浜松市では、すべての中学生が安心してスポーツや文化芸術活動が続けられる環境を目指し、「はまクル」として取り組んでいます。
ガイドラインで示した要件を満たしたクラブを「はまクル認定クラブ」として認定し、活動を支援していきます。



浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン

はまクルの基本理念・認定制度・活動の在り方など、制度全体の詳細はこちらからご確認いただけます。
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/documents/167835/gaidorinezenbun.pdf>

ポータルサイト ご利用ガイド

はまクルポータルサイトでは、はまクル認定クラブ、生徒・保護者、登録指導者の方が、それぞれの立場に応じて必要な情報を確認・利用いただけます。

はまクル認定クラブ代表者・指導者の方

ヘルプページはこちら！



クラブ情報の掲載・編集

クラブ名・種目・活動場所・活動日時などを登録・編集できます。

生徒・保護者からの問い合わせ受付

ポータルサイトを通じて届いた問い合わせを確認・管理できます。

生徒の入会申込受付

生徒がクラブへ入会申込するためのページを作成し、受付できます。

指導者求人の掲載とスカウト

求人を掲載して応募を受け付けるほか、条件に合う登録指導者へスカウトメールを送信できます。

生徒・保護者の方

ヘルプページはこちら！



クラブを検索する

参加したいはまクル認定クラブを、エリアや種目から探せます。

入会申込・問い合わせ

各クラブのプロフィールページから、入会申込や問い合わせができます。

人材バンク登録済み指導者の方

※指導者情報の公開を希望した方のみ

ヘルプページはこちら！



求人への応募

はまクル認定クラブが掲載した指導者求人を閲覧し、応募をすることができます。

スカウト受信

指導者自身が示した条件に合ったクラブから、「スカウトメール」を受け取れます。

はまクルポータルサイト 今後のアップデート予定

1「はまクル公認イベント」の情報発信・参加申込

はまクルの趣旨に沿った期間限定の練習会や教室・文化講座・単発イベントの情報を掲載します！生徒・保護者はポータルサイトからイベント参加の申込もできるようになります。

2「応援企業マッチングシステム」

物品や施設の貸出、指導者の派遣等、地域クラブを支えたい・地域に貢献したい企業と、支援してほしいはまクル認定クラブをマッチングします。



ご相談・
お問い合わせ窓口



＜お問い合わせフォーム＞

<https://forms.gle/4SLdvPEWZvEJcguz5>

電話

☎ 0120-980-393 (平日 9:00～18:00)

※できる限り左記のフォームをご利用ください。
※対応窓口を委託しておりますアスフィール株式会社の番号です。
オペレーターに浜松市に関するお問い合わせである旨をお伝えください。

第9号様式

区 分	☐ 諮問事項 ☒ 協議事項 ☐ 報告事項
件 名	令和8年度浜松市市民活動表彰団体（西地域分）の推薦について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	【市民活動表彰の趣旨】 優れた市民活動を行う団体を表彰することで、団体のモチベーションを高めるとともに、多くの市民に市民協働をPRし、市民主体のまちづくりを継続的に推進するもの。 【表彰の流れ】 ・推薦団体の選考にあたっては、各区の行政推進会議で審査し、各区協議会（地域分科会）に意見を求め、その意見を踏まえ区長が決定する。 ・推薦団体は各地域（旧7区単位）原則1団体とする。 ・市長は各区で選考された団体のうちから、審査を行い、市長賞受賞団体を選定し、その他の団体を区長賞として決定する。
対象の区協議会	中央区協議会（西地域分科会）
内 容	西地域の推薦団体について、区協議会（西地域分科会）委員の意見を求めるもの。 【推薦団体】 フォーエバー Forever ※参考資料・・・別紙
備 考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	
担当課	西行政センター

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

浜松市市民活動表彰 団体推薦書 (中央区西地域)

(ふりがな) 団体名	フオーエバー Forever	(ふりがな) 代表者氏名	なかのゆきえ 中野幸枝
e-mail	—	電話番号	—
		FAX 番号	—
団体設立年月	2023 年 5 月	団体員数	16 人
団体活動目的	「人と繋がる」、「協働する」をモットーに、地域の方の「居場所づくり」を行う。		
これまでの 主な活動実績	①地区内路線バスの廃止を回避するため、イベント参加者に「少しの区間でもバスを利用してみませんか？」と寸劇を披露することで路線バスの存続活動に寄与した。(2023.5 - 2024.6) ②浜名湖花博 2024 に参加して花壇づくりを行い、フラワーガーデンコンテスト当間ローズ特別賞を受賞した。 ③毎月 1 回のいさみっ子食堂 (こども食堂) の運営に協力している。		
P R し た い 活 動 実 績 の 概 要	活動名	人とつながる地域の居場所づくり！	
	活動の期間	2023 年 5 月～現在	
	活動財源 該当するもの全 てに○	行政からの補助金 (0 円)・ <u>団体会費</u> ・寄附 当該活動により得た収益・その他 ()	
	活動のきっかけ	高齢者の居場所づくり・仲間づくりなど「地域のために何かしたい」と、地域住民で団体を設立し活動を始めた。	
	内容	・2024 年、地区内路線バス廃止を回避するため「ふれあい広場」、「納涼祭」などのイベントにおいて、「少しの区間でもバスを利用してみませんか？」と参加者に投げかける寸劇を披露した。 ・2025 年 12 月、伊佐見地区社会福祉協議会主催のふれあい広場で、来場者と一緒に認知症予防になるコグニサイズ(※)を行った。 ・2026 年 2 月、ふれあい交流センター湖東で寸劇「負けるな認知症」を披露し、来場者と一緒にコグニサイズを行った。 ・伊佐見地区コミュニティ協議会が主催するこども食堂で、食材の買い出し・調理・配膳を担当している。 ※2025 年 10 月には、中日ボランティア賞を受賞した。	
	成果	路線バスの存続活動への寄与、こども食堂から認知症予防まで、“地域のつながり” など絆づくりによって地域コミュニティの醸成を図り、地域課題の解決に取り組んでいくことができた。	
	この活動について更に発展させたいこと	「地域の魅力を発信、高齢者の交流の場・生きがいづくり、未来を創る子供達に誇れる楽しい伊佐見を」という思いを持ち、これからも活動を続けます。	
	活動に協力した団体等	行政・企業・NPO・学校・市民・ <u>その他</u> (伊佐見地区コミュニティ協議会)	

※コグニサイズ：国立長寿医療研究センターが開発した「運動」と「頭の体操（認知課題）」を同時に行う認知症予防プログラム

1 制度の目的

優れた市民活動を行う団体を表彰し、団体のモチベーションを高めるとともに、市民協働と団体の活動を広く市民にPRする制度です。

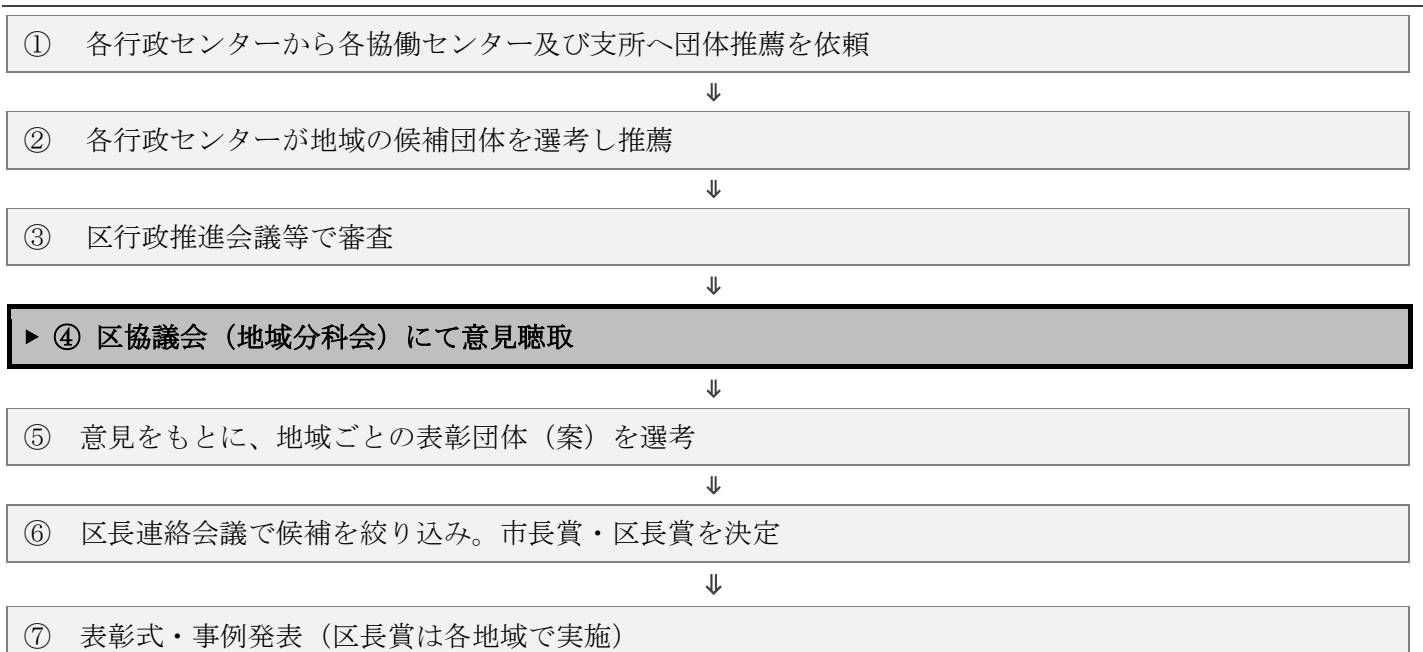
2 対象団体・対象となる活動

対象団体	市内に住所がある、又は市内で活動する団体（法人格は問いません） 例：自治会、NPO、ボランティア団体、まちづくり団体 等
対象活動	公益性の高い活動 例：環境保全事業、青少年育成事業、福祉事業、交通安全事業、町おこし事業、高齢者支援事業、防災事業、観光振興事業、スポーツ・文化振興事業など ※営利、宗教、政治活動、国・県・市からの委託事業、公序良俗に反する活動を除く。

3 選考（評価）基準

項目	評価の視点
有効性	地域の課題解決やニーズに即した活動か
発展性	効果が広がり、今後の発展が見込めるか
公益性	地域全体の利益になっているか
協働性	住民や他団体と協力して行っているか、他団体の模範となる活動か
自立性	オリジナリティが高く、財源確保の工夫をしているか
継続性	今後も継続した活動が期待できるか

4 選考から表彰までの流れ



中央区協議会（代表会）からの連絡事項について

令和8年7月7日開催の中央区協議会（代表会）での議事及び他地域の地域分科会からの報告等について、報告します。

1 代表会の議事

（1）報告事項

ア 令和8年度パブリック・コメントの取り扱いについて P. 3

2 地域分科会からの報告事項

（1）中地域分科会【区振興課】 P. 9

（2）東地域分科会【東行政センター】 P. 39

（3）西地域分科会【西行政センター】 P. 47

（4）南地域分科会【南行政センター】 P. 49

3 その他

（1）ガバメントクラウドファンディングについて

【まちづくり推進課、東行政センター】

（2）次回の開催日程について

・ 10月6日（火）午後2時～ 市役所北館1階 101・102 会議室

4 中央区協議会（代表会）からの連絡事項について

第9号様式

報告ーア

区 協 議 会

区 分	□諮問事項 □協議事項 ■報告事項
件 名	令和8年度パブリック・コメント(パブコメ)の取扱い結果について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	・区協議会における、パブコメに関する運用は次のとおり。 (令和7年度から変更なし) パブコメの運用区分 ①原則として、情報提供までとし、概要版の配付にとどめる。 ただし、以下②、③の場合は区協議会での説明を行う。 ②実施担当課の判断によって意見を聴取する必要がある場合 ③区協議会から求められた場合
対象の区協議会	中央区協議会（中央区代表会）
内 容	令和8年度のパブコメの取扱い結果について、報告するもの。別紙1 5月代表会：パブコメ一覧表の確認。運用区分③について地域分科会で協議することを確認。 ▼ 5月地域分科会：パブコメ一覧表の確認。運用区分③としたい案件を決定。 ▼ 7月代表会：各地域分科会の意向に基づき案件ごとの取扱いを、別紙2「フローチャート」により報告。 ▼ 7月～：各地域分科会においてパブコメ実施課による説明又は資料配付。(日程は事務局と調整)
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	—
担当課	中央区区振興課

《フローチャートによる取扱い区分》

【取扱い項目が全会一致の場合】
指定の取扱い項目とする。

【取扱い項目が混在する場合】

①最も多い項目を、取扱い項目とする。

②同数の場合は、よりきめ細かな対応の取扱い項目とする。

・項目が「代表会」と「分科会」が混在した場合は、「分科会」とする。

・項目が「代表会」と「資料配付」が混在した場合は、「代表会」とする。

③項目が「分科会」と「資料配付」が混在した場合は、各地域分科会の意向を尊重する。

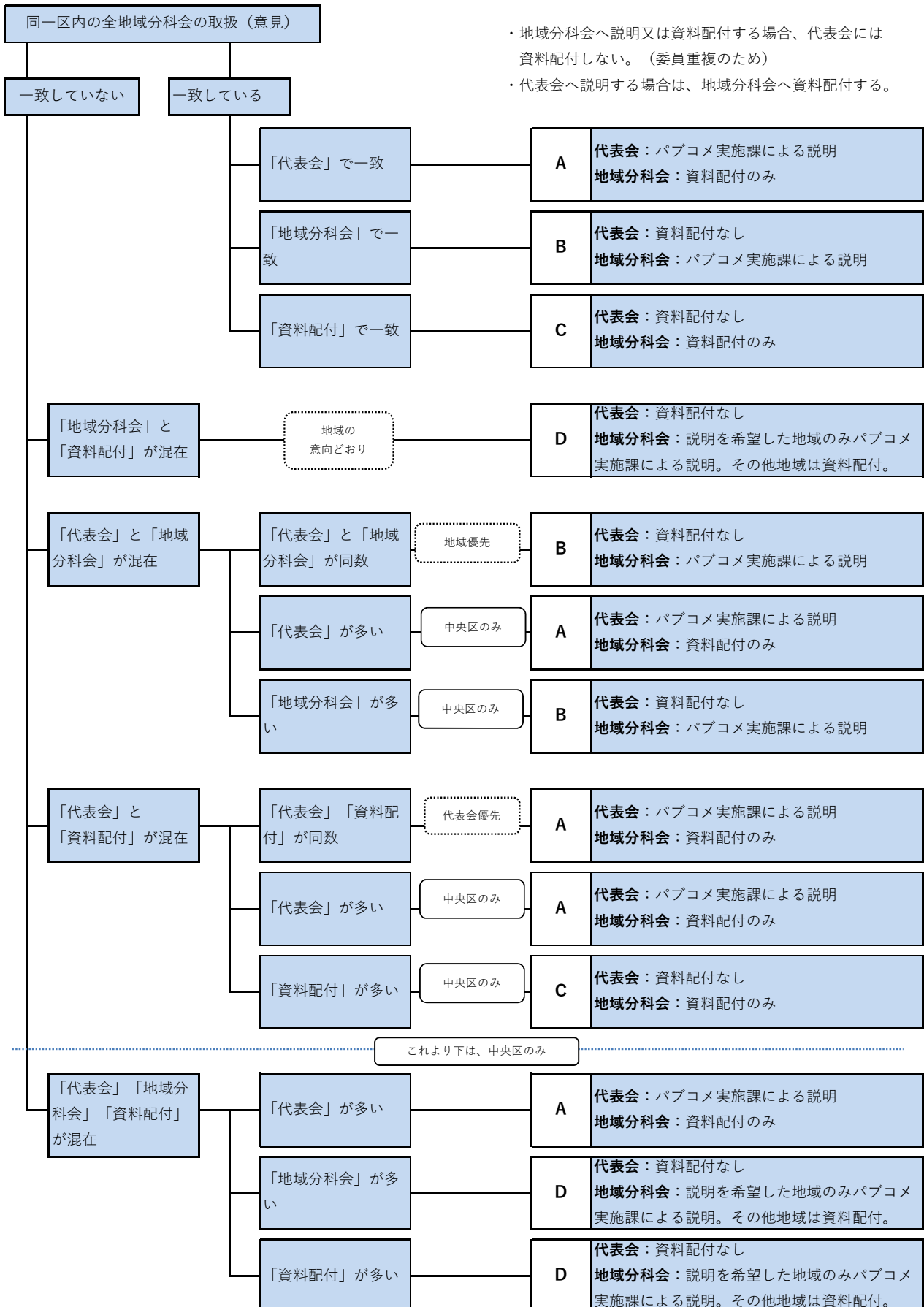
No.	件名	地域分科会の意向結果				フローチャートによる決定			
		中	東	西	南	中	東	西	南
1	(仮称) 浜松市こどもの権利条例	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会
2	市街化調整区域における開発許可制度の運用基準 市街化調整区域の許可基準	資料配付	分科会	分科会	分科会	資料配付	分科会	分科会	分科会
3	浜松市市街化調整区域における開発区域等を定める条例	資料配付	分科会	分科会	分科会	資料配付	分科会	分科会	分科会
4	第12次浜松市交通安全計画	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会
5	はままつ友愛の高齢者プラン	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会
6	第8期障がい福祉実施計画・第4期障がい児福祉実施計画	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会

代表会
分科会
資料配付

・・・代表会で審議
・・・分科会で審議
・・・説明なし・概要版配付のみ

※資料配付の考え方

- ・地域分科会へ説明又は資料配付する場合、代表会には資料配付しない。（委員重複のため）
- ・代表会へ説明する場合は、地域分科会へ資料配付する。



中地域分科会における意見・要望等（令和8年7月）

件名	富塚地区コミュニティ協議会からの要望に対する回答について（空き家対策）	開催月	令和8年6月
内容	○背景 高齢化によるものと思われる「管理不全の空き家等」が年々増加傾向にある。また、住民の連帯感の希薄化とともに地域コミュニティの維持にも支障が生じている。 そのため、富塚地区コミュニティ協議会では「空き家等」を地域課題として取り上げ、浜松市および他都市の事例を調査するとともに住民のニーズ調査を行い、地域で可能な「空き家等対策」を計画することとした。 ○要望内容 1 「管理不全の空き家等」に関する情報の共有および市への対応依頼について （1）対応の迅速化を図るため、市の管理する所有者情報（氏名・住所・連絡方法）を当該自治会等への共有を要望 （2）市への対応依頼事項について、経過・結果を当該自治会等に文書での回答を要望 2 中長期的な空き家対策に係る取り組みの推進について （1）富塚地区を市の「空き家等」対策のモデル地区に設定し、取組の推進を図ることを要望 （2）富塚地区内の自治会加入世帯を対象とした「空き家等」に関する住民意識・要望の調査費用の全額補助を要望 （3）「空き家等」の適正な管理に関する「空き家等管理条例」の制定を要望		
所管	市民生活課		
回答 (方針等)	1 「管理不全の空き家等」に関する情報の共有および市への対応依頼について （1）空き家の所有者情報の外部提供は、国土交通省が定めたガイドラインにより、所有者に対し情報の利用目的、提供先及び提供する内容を明示したうえで所有者（共有の場合は全員）の同意を得ることが条件とされている。現状、同意を得ることは困難なため、情報共有は考えていない。 （2）経過や結果など、市の対応状況についても空き家の所有者情報に該当するため、情報共有は考えていない。		

2 中長期的な空き家対策に係る取り組みの推進について

- (1) 本市では、中期的な空き家対策の取り組みとして、第2次浜松市空家等対策計画に基づき全市域を対策範囲として推進しているため、特定地域をモデル指定とする制度は設けていない。管理不全の空き家については、住民から通報を受け、個々に現地及び所有者調査を行い、判明した対象者に空き家の適正管理を求めている。今後も地域の実情を理解している皆様や関係団体からの情報提供等ご協力いただき、管理不全な空き家対策に取り組んでいく。
- (2) 本市の空き家対策については、第2次浜松市空家等対策計画に基づき、全市域を対象に適正管理を促す指導に力点を置いて取り組んでいる。特定地域の空き家に関する住民意識等の調査は、全市域の空き家問題の直接的な解決には結び付きにくいため、個々の調査に対する助成制度は設けていない。
- (3) 空き家の適正な管理は、空家対策事業を進捗するうえで重要な課題であるが、現行法の「空家等対策の推進に関する特別措置法」で実効性のある対策を講じられるものと考えているため、現行法を最大限に活用しながら、空家対策事業の進捗を図っていく。

なお、令和5年の改正により、管理不全空家の所有者に対し指導や勧告が可能となったこと、指導、勧告、命令及び代執行の手続きが明確に定められていること、勧告を受けた管理不全空家は固定資産税の住宅用地特例が解除されるといった税制上の措置が連動している。

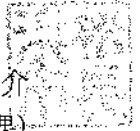
浜市市第 121 号

令和 8 年 6 月 16 日

浜松市中央区協議会中地域分科会

会長 鈴木登志郎 様

浜松市長 中野 祐介
(市民生活課)



富塚地区の空き家対策に関する要望に対する回答について

(要望内容)

1 「管理不全の空き家等」に関する情報の共有および市への対応依頼について

- (1) 対応の迅速化を図るため市の管理する所有者情報(氏名・住所・連絡方法)について、当該自治会等への共有を要望する。
- (2) 市への対応依頼事項について、経過・結果を当該自治会等に文書で回答することを要望する。

2 中長期的な空き家等の対策に係る取り組みの推進について

- (1) 富塚地区を市の「空き家等」対策のモデル地区に設定し、取組の推進を図ることを要望する。
- (2) 富塚地区内の自治会加入世帯を対象とした「空き家等」に関する住民意識・要望の調査費用の全額補助を要望する。
- (3) 「空き家等」の適正な管理に関する「空き家等管理条例」の制定を要望する。

(回答)

1 「管理不全の空き家等」に関する情報の共有および市への対応依頼について

- (1) 空き家の所有者情報の外部提供については、国土交通省が定めたガイドラインにより、所有者に対し情報の利用目的、提供先及び提供する内容を明示したうえで所有者(共有の場合は全員)の同意を得ることが条件とされており、現状、同意を得ることは困難なことから、空き家所有者の情報共有は考えておりません。
- (2) 経過や結果など、市の対応状況についても空き家の所有者情報に該当するため、情報共有は考えておりません。

2 中長期的な空き家等の対策に係る取り組みの推進について

(1)本市では、中期的な空き家対策の取り組みについて、第2次浜松市空き家等対策計画に基づき全市域を対策範囲として推進しており、特定の地域をモデル指定とする制度は設けておりません。管理不全の空き家については、住民から通報を受け個々に現地及び所有者調査を行い、判明した対象者に空き家の適正管理を求めています。今後も引き続き地域の実情を理解している皆様や関係団体からの情報提供等ご協力をいただきながら、管理不全な空き家対策に取り組んでまいります。

(2)本市の空き家対策につきましては、上述のとおり第2次浜松市空き家等対策計画に基づき、全市域を対象に適正管理を促す指導に力点を置いて取り組んでおります。この点において、特定地域の空き家に関する住民意識等の調査については、全市域の空き家問題の直接的な解決には結び付きにくいことから、市として個々の調査に対する助成の制度は設けておりません。

なお、空き家の管理状況や利用意向の調査として、国土交通省が実施している「空き家所有者実態調査」がございます。全国の約1万3千世帯を無作為抽出し所有している空き家の情報、取得経緯、管理状況、利用状況及び今後の利用意向について調査しており、国土交通省ウェブサイト公表されております。国や地方公共団体における基礎資料として活用されておりますので、ぜひご参照ください。

(3)空き家の適正な管理は、空き家対策事業を進捗するうえで重要な課題でございますが、現行法の「空き家等対策の推進に関する特別措置法」で実効性のある対策を講じられるものと考えております。

令和5年の改正により、管理不全空き家の所有者に対し指導や勧告が可能となったこと、指導、勧告、命令及び代執行の手続きが明確に定められていること、勧告を受けた管理不全空き家は固定資産税の住宅用地特例が解除されるといった税制上の措置が連動していることが挙げられます。

そのため、現時点では条例を制定する予定はございませんが、現行法を最大限に活用しながら、空き家対策事業の進捗を図ってまいります。

令和8年2月25日

中央区協議会（中地域分科会）

会長 鈴木 義明 様

富塚地区コミュニティ協議会 会長 井口隆夫

富塚地区の空き家対策に関する要望について

（趣旨）

当地区は昭和40年頃から開発された団地が区域及び住民の大半を占めているため、ここ十数年来「高齢化」によるものと思われる「管理不全の空家等」が年々増加傾向にある（別紙1参照）。同時に、住民の連帯感の希薄化とともに地域コミュニティの維持にも支障が生じている。

このため、当コミュニティ協議会では「空家等」を地域課題として取り上げ、浜松市および他都市の事例を調査するとともに住民のニーズ調査を行い、地域で可能な「空家等対策」を計画する事とした。

（「空家等」の地域課題）

「空家等」の地域に対する課題は以下のとおりである。

①「管理不全の空家等」による日常の課題

* 地域生活への影響

- ・草や樹木の越境被害、猫等動物の住みつき、ハチの営巣
- ・景観の悪化
- ・不特定者の侵入による火災や犯罪の誘発の恐れ
- ・草木による交通支障
- ・倒壊の恐れ

* 自然災害による近隣への影響

- ・老朽化した雨戸・瓦等設備の飛散

②「空家等」の中長期の課題

* 住民の減少・高齢化による自治会をはじめとするコミュニティのへの影響

- ・日常生活及び防災・防犯活動等に対する近助（近隣の助け合い）意識の希薄化
- ・自治組織の担い手（地域伝統合行事の維持を含む）不足

- * 当地域は各自治会区域が広く、区域に集会所等が一カ所のみで且つ地域の中心に無い為、特に高齢者・子育て世代等及び児童等の利用には施設が不足している。

(地域課題への取り組みの現状)

①「管理不全の空家等」による日常の課題に対して

自治会等では「空家等」の所有者把握は困難である。このため課題発生 of 都度市（区振興課及び関係課等）へ通知し所有者特定・連絡及び対応を依頼しているが依頼事項についての所有者への通知内容や所有者の対応状況等についての具体的な回答が無いため、対応に遅れが生じている。所有者が判明すれば自治会等による速やかな対応も可能である。

②中長期の課題に対して

地域コミュニティの維持発展には住民の連帯が必要である。疎遠になっていた住民が日常的に寄り合える集会所として「空家等」を借上げて「地域コミュニティ維持の為の施設として有効利用」することを構想している。しかし当地区ではこれまで「空家等」に関する住民の意識および地域コミュニティに対する考え・要望の調査を実施したことが無く、住民のニーズを十分把握しているとは言えない。

(要望内容)

①「管理不全の空家等」に関する情報の共有および市への対応依頼について

1. 対応の迅速化を図るため市の管理する所有者情報の共有を要望する。
所有者から情報提供の同意を得られた場合、所有者の氏名・住所・連絡方法を当該自治会へ共有し速やかな解決を図る。
2. 市への対応依頼事項について、経過・結果を当該自治会等に文書で回答することを要望する。依頼事項の提出も今後は文書でおこなう。

②中長期的な空き家等の対策に係る取り組みの推進について

1. 富塚地区を市の「空き家等」対策のモデル地区に設定する事を要望する。
「空き家等」の課題は、市全地域に共通するものであり、市と各地域が協働して解決に取り組む必要がある。当地区が構想する「地域コミュニティ施設としての借上げ」も同様である。
このため、当地区をモデル地区に設定し、取り組みの推進を図るよう要望するものである。

2. 「空家等」に関する住民意識・要望の調査費用の全額補助を要望する。
構想の計画立案には「空家等」に対する住民側の意識等の把握が必要だが、自治体による調査は例がないため標記の調査が必要である。このため地区内自治会加入世帯を対象として意識調査を実施する為にかかる費用（別紙 2 参照）の全額補助を要望する。
3. 「空家等管理条例」の制定を要望する。
「空家等」が所有者により適正に管理されていれば地域への影響は少ない。予想されている「空家等」の増加を見据えて「空家等」の適正な管理に関する「空家等管理条例」の制定が必要である。

別紙1

富塚地区空き家等実態調査

自治会名	世帯数		空き家数	
	H31	R7	H31	R7
東	1,651	1,711	26	47
西	1,488	1,501	55	74
北	1,435	1,458	18	73
中	1,460	1,579	26	25
御前谷	157	152	6	10
西和	1,410	1,530	6	7
合計	7,601	7,931	137	236

浜松市コミュニティ協議会 空き家利活用調査事業について



官民連携事業研究所

案1：アンケート実施プラン：簡易かつ安価に表面的にでも空き家利活用にに関する意見をとりとめるプラン

▼開催概要

- 対象：約8,000世帯（1回実施）
- 内容をとりとめ、簡易的に調査分析を実施

▼アンケート実施の流れとポイント

- 準備：【アンケート項目の調整・目線合わせ】

地域住民に対してどのようなアンケートを実施するか、どのような声を拾えたと良いかを調整し項目を確定。
★比較的高齢者が多いことから設問数や文字の大きさを回答しやすいように調整（途中離脱を防ぐ）
★紙回答をベースとして、各戸配布を実施

- 配布：【意識調査】

地域住民に対してアンケートを配布し、回答を依頼
町内会等とも連携し回答の依頼を行い回答率を高める。

- 集計：【アンケートを集計し、分析結果を見える化】

アンケート結果から見えてきた内容を分析
どのような傾向があるかを見えるする。
★地域のありたい姿や空き家利活用について簡易分析
★グラフ等、わかりやすいかたちで見える化

▼支援項目及び費用

項目	概算費用 (税抜)	備考
企画運営費	50万円	
アンケート項目作成	30万円	
アンケート印刷および配布	80万円	
アンケート回収（返信用封筒等）	80万円	
アンケート結果集計	40万円	
交通費	20万円	
合計	300万円	(税込：330万円)

※費用は現在の概算

4 中央区協議会（代表会）からの連絡事項について

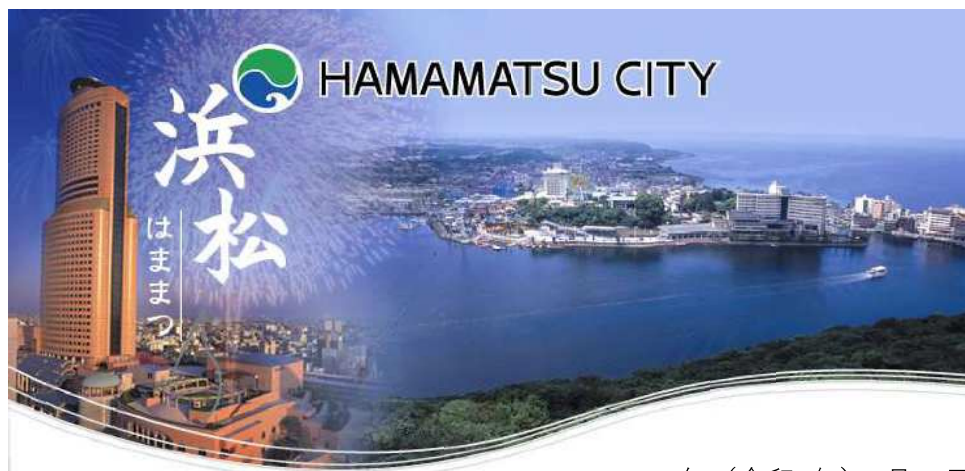
地域課題－中

（中地域分科会）地域課題に係る報告（令和8年7月）

件名	地域における多文化共生について	開催月	令和8年6月
内容	○背景又は取り上げた理由 4月の中地域分科会にて、南部協働センターから「まぜこぜまるシェ」開催事業の報告があった。 この事業は、外国にルーツをもつ児童の多くいる地域で互いに接点を持つためのきっかけづくりを目的としており、委員からの関心が高かったため、会長からの提案により議題とした。 ○内容 国際課による出前講座「多文化共生のまちづくり」の説明を受けて、質疑応答や委員間による意見交換を行った。		
所管	国際課		
質問・意見・回答	委員からの主な質問・意見等	回答	
	1 災害時には自治会を中心に援助し情報を発信していくこととなる。そうした場合に備え、外国の方に自治会の大切さをアピールしてほしい。	1 ホームページやパンフレット等で自治会を紹介している。自治会に入ること、地域の方とのつながりも増え、単身の外国人など不安を抱えている方もコミュニケーションが取れることにより、生活の安心感が得られるため周知していきたい。	
	2 地域に外国人がいるか分からず、外国語のごみカレンダーなどを渡せないことがある。また、日本人も外国人のことを理解できておらず、コミュニケーションが一方通行になっている。そのため、風習の違いなどを覚え、外国の方と上手に付き合っていきたいと思っている。	2 <意見>	

	3 言葉の問題であれば、多文化共生センターを利用することは可能か。	3 可能である。ブラジル以外の国籍でも、通訳者が必要であれば連絡いただきたい。最近はスマートフォンで簡単に翻訳ができ、また、やさしい日本語などシンプルな言葉で話すことで誤訳も少なくなる。日常のコミュニケーションだけでなく、緊急時にも使用できると思う。
	4 家の中に日本人がいる家庭と、外国人のみの家庭では日本語の理解に差がある。外国人のみで生活している方へのケアに重きを置いていただくと、この問題も少しずつ前に進んでいくと思う。	4 <意見>
	5 地域の空き家にベトナム人実習生が来ることがあり、最初のごみ出しの対応に困っていたが、派遣元に指導をお願いすることで問題を解決できた。ルールが分からないだけということが多いと思う。	5 <意見>

多文化共生のまちづくり



2026年（令和8年）6月25日
浜松市企画調整部国際課

本日のトピックス

1. 多文化共生とは
2. 在留外国人の状況
3. 浜松市の多文化共生施策
4. 今後に向けて

1. 多文化共生とは

2. 在留外国人の状況

3. 浜松市の多文化共生施策

4. 今後に向けて

2

1. 多文化共生とは

多文化共生とは…

「国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」

（『多文化共生の推進に関する研究会 報告書』 2006年、総務省）

「定住化が進む外国人住民は、同じ地域で共に生活し、地域経済を支える大きな力となっているとともに、多様な文化やスポーツ等の共存がもたらす新しい地域づくりの重要なパートナーであるとの認識に立ち、すべての住民の総意と協力のもとに、安全で快適な地域社会を築く多文化共生に向けて、新たなルールやシステムの確立を目指していく。」

（『地域共生』についての「浜松宣言」 2001年、外国人集住都市会議）

3

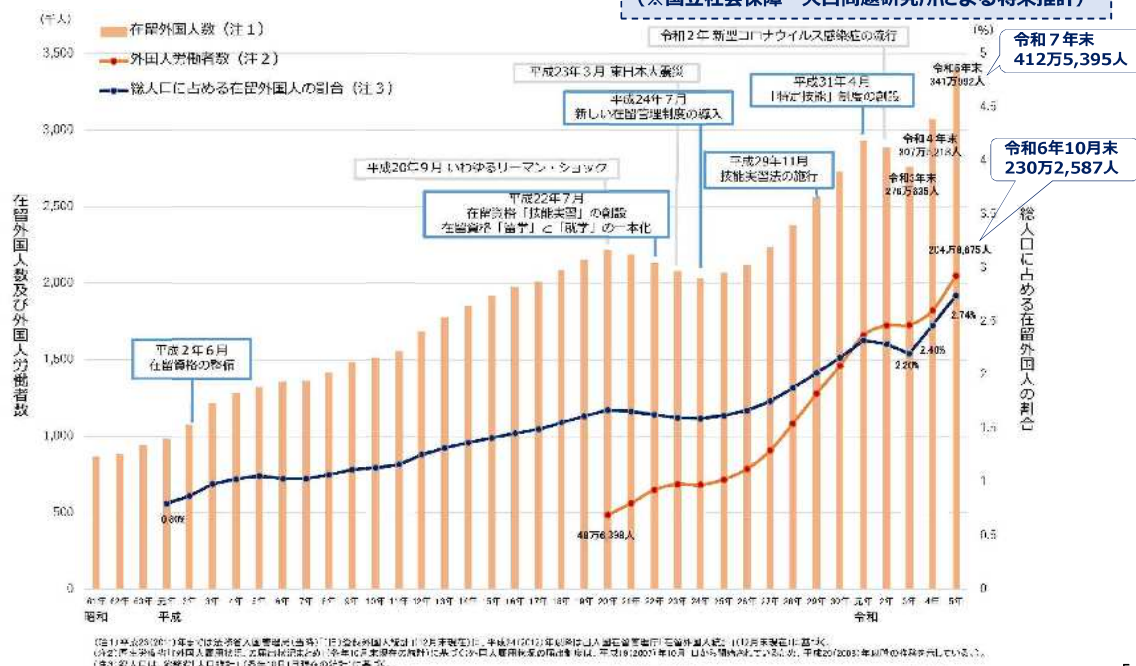
1. 多文化共生とは
2. 在留外国人の状況
3. 浜松市の多文化共生施策
4. 今後に向けて

4

2. 在留外国人の状況

国内の在留外国人の状況

直近3年間で105万182人増。
2060年代には在留外国人比率が1割超？
(※国立社会保障・人口問題研究所による将来推計)

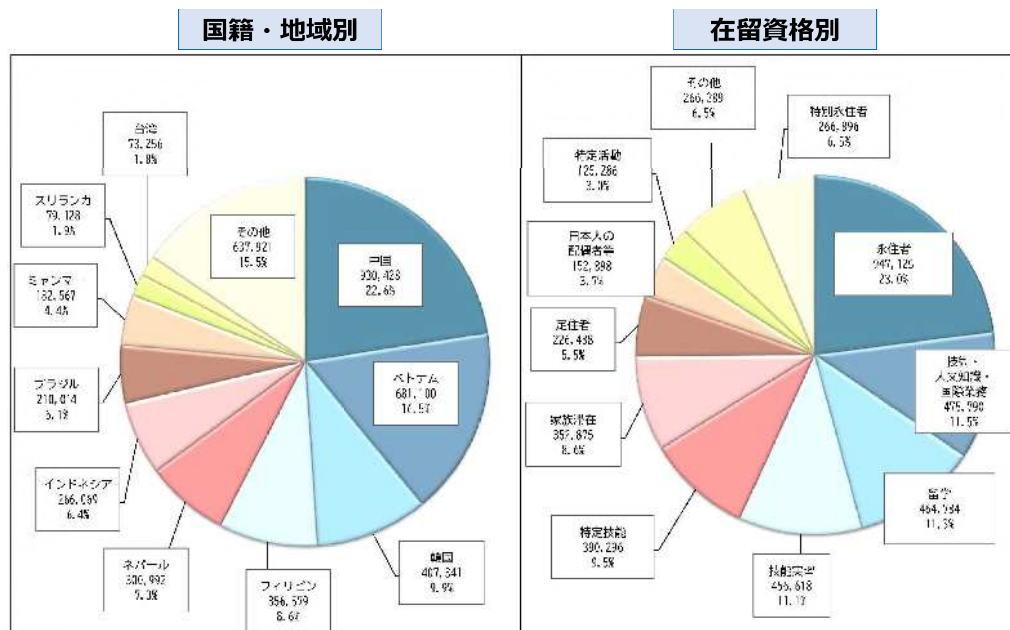


5

3. 在留外国人の状況

国内の在留外国人の状況

在留外国人（総数） 412万5,395人（2025年12月末）



※（出典）出入国在留管理庁資料（数値は2024年末時点）

6

2. 在留外国人の状況

在留資格一覧表

就労が認められる在留資格（活動制限あり）	
在留資格	該当例
外交	外国駐在の大使、公使等及びその家族
公使	外国武官等の公使に相当する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府研究機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	高度工芸等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能（注1）	特定産業分野（注2）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注1）平成31年4月1日から
（注2）介護、ビルクリーニング、素材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船用工事、自動車整備、航空、宇宙、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業（平成30年12月25日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）	
在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・妻子、特別妻子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している者
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

※浜松市の外国人市民の6割が有する在留資格

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

※法務省HPより

7

2. 在留外国人の状況

国の受入れに関する主な動き

特定の分野における労働力不足を補うための法・制度改正が進む。
直近では、「技能実習」制度廃止と「育成就労」制度への移行が決定。

- 2012.5 高度外国人材の受入れ（2012.5開始）
- 2015.7～ 国家戦略特区による受入れの推進
- 2017.9 在留資格「介護」の創設（2017.9開始）
- 2017.11 外国人技能実習制度の拡充
- 2018.7 日系四世の更なる受入れ
- 2019.4 在留資格「特定技能」の創設
- 2023.8 「特定技能2号」の対象分野追加
 - ー 建設分野、造船・船用工業分野（うち溶接区分）のみ対象に次の分野を追加
ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業、造船・船用工業分野（業務区分全て）
 - ー 特定技能1号の特定産業分野のうち介護分野以外において特定技能2号の受入れが可能に
- 2023.11 「技能実習」「特定技能」の在り方に関する有識者会議による最終報告
- 2024.6 入管法改正案が成立→2027.6までに施行
 - ー 「技能実習」制度を廃止し「育成就労」制度へ移行
特定技能1号水準の技能を有する人材育成と当該分野の人材確保を目的とすることが明確に示された
- 2025.10 在留資格「経営・管理」の許可基準の見直し

8

2. 在留外国人の状況

国の外国人施策

総合的な共生施策は2018年末から本格実施、近年は専門人材の育成などが進む。
2025年の参院選以降、規制強化に向かう方向が続いている。

- 2012.7 外国人登録制度の廃止・外国人住民が住民基本台帳制度の施行
- 2018.12 「外国人材の受入れ・共生に関する総合的対応策」の策定（126項目）
- 2019.4 「出入国在留管理庁」の新設、出入国在留管理基本計画の策定
- 2019.6 「日本語教育の推進に関する法律」の公布・施行
- 2020.8 「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」の策定
- 2020.9 「地域における多文化共生推進プラン」の改訂
- 2021.10 「日本語教育の参照枠」の取りまとめ
- 2022.6 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の公表
- 2024.3 「外国人支援コーディネーターの養成の在り方等について」の公表
 - ー 令和6（2024）年度～「外国人支援コーディネーター」養成研修の開始
- 2024.4 「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」の施行
 - ー 令和6（2024）年度～日本語教師の国家資格化「登録日本語教員」
- 2025.7 「外国人との秩序ある共生社会推進室」の設置

9

2. 在留外国人の状況

静岡県内自治体との比較

県内の外国人の4分の1以上が浜松市に居住

(人)

都市名	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
浜松市	25,162	26,520	26,352	25,712	27,672	29,717	31,210
静岡市	10,053	10,937	11,144	10,825	11,483	12,253	14,169
磐田市	8,117	8,703	8,761	8,659	9,363	10,053	10,295
富士市	5,663	6,073	6,032	5,841	6,313	6,991	7,851
掛川市	4,479	4,847	4,585	4,487	4,828	5,205	5,633
袋井市	4,483	5,046	4,825	4,780	5,551	5,922	6,177
沼津市	4,300	4,597	4,513	4,297	4,862	5,327	5,818
焼津市	4,179	4,590	4,771	4,819	5,225	5,649	5,996
菊川市	3,472	3,882	3,738	3,689	3,878	4,032	4,211
湖西市	3,153	3,581	3,591	3,544	3,893	4,385	4,450
その他	19,398	21,372	21,317	20,685	23,277	26,108	28,471
県内合計	92,459	100,148	99,629	97,338	106,345	115,642	124,281

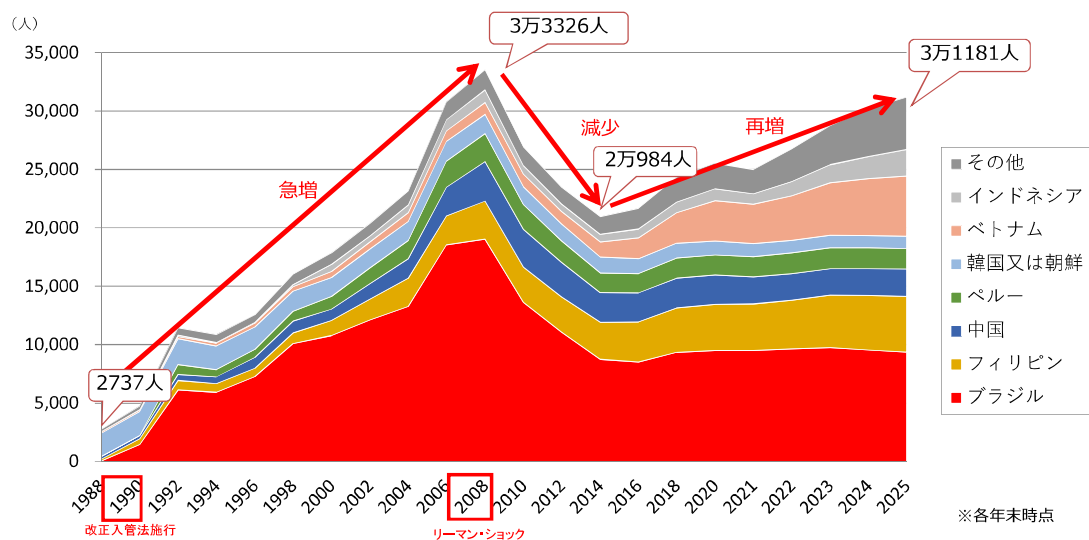
※法務省「在留外国人統計」各年12月末現在

10

2. 在留外国人の状況

浜松市の外国人市民の状況

- 1990年の改正入管法施行を機にブラジルやペルーなどの南米日系人を中心に急増
- 近年はベトナム人の増加が顕著、フィリピン、インドネシアも増加傾向

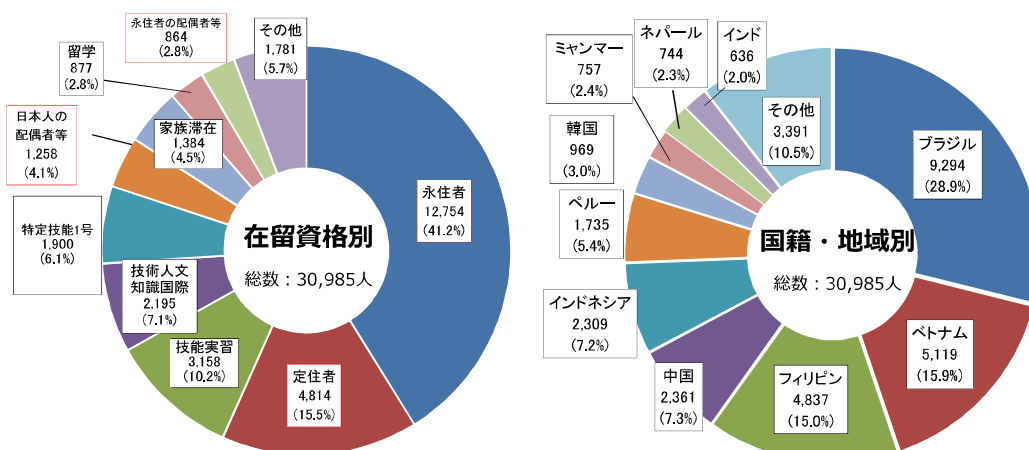


11

2. 在留外国人の状況

浜松市の外国人市民の状況

- ブラジルなど南米系出身者が3割超を占めるが、近年はアジア系など多国籍化が進む
- 永住者や定住者など長期滞在が可能な身分系在留資格の割合が約6割を占める（定住化）
- 輸送用機器等の製造業に従事する割合が高く、近年は技能実習が増加傾向

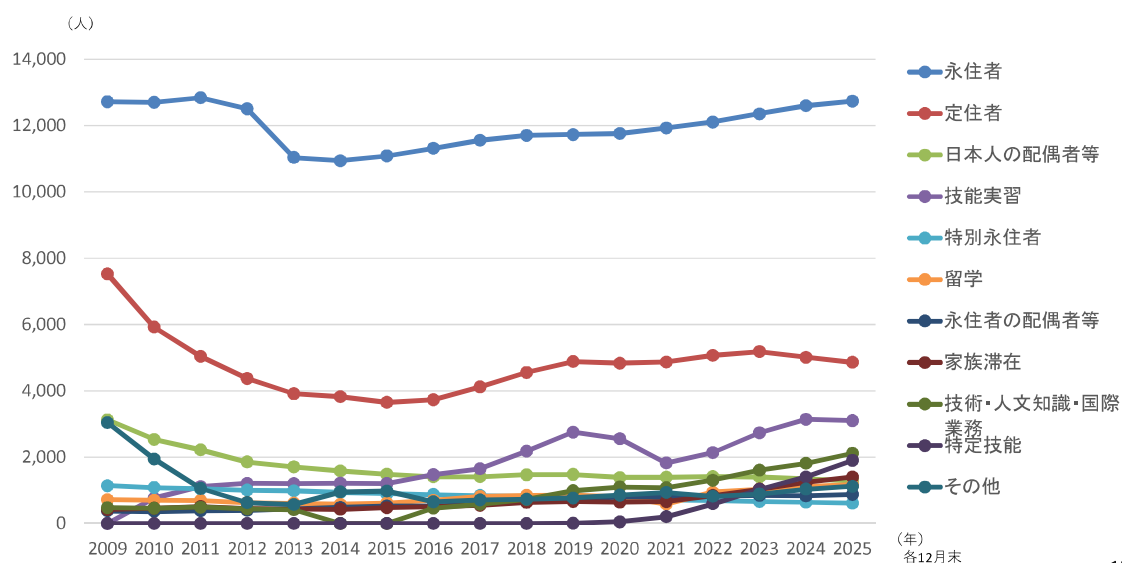


12

2. 在留外国人の状況

浜松市の外国人市民の状況

- 技能実習の増加が顕著、特定技能も増加傾向
- 高度外国人材が徐々に増加、それに伴い共に来日する家族滞在が増加傾向



13

2. 在留外国人の状況

増加傾向にある国籍・地域、在留資格（2015年→2025年）

国籍・地域	2015.1	2025.1	増減	主な在留資格（上位順）
フィリピン	3,172人	4,709人	+1,537人 (150%増)	永住者、定住者、技能実習、 日本人の配偶者等、永住者の配偶者等
ベトナム	1,286人	4,882人	+3,596人 (380%増)	技能実習、永住者、技人国、特定技能、 家族滞在
インドネシア	668人	1,875人	+1,207人 (280%増)	技能実習、特定技能、永住者、定住者、 技人国

在留資格	2015.1	2025.1	増減	主な国籍・地域（上位順）
技能実習	1,214人	3,143人	+1,929人 (260%増)	ベトナム、インドネシア、フィリピン、 ミャンマー
留学	580人	1,109人	+529人 (190%増)	ミャンマー、ネパール、ベトナム、 中国、スリランカ
家族滞在	430人	1,239人	+809人 (290%増)	ベトナム、インド、ネパール、中国

14

本日のトピックス

1. 多文化共生とは
2. 在留外国人の状況
3. 浜松市の多文化共生施策
4. 今後に向けて

15

3. 浜松市の多文化共生施策

主な変遷

- 1982年 浜松国際交流協会を設立（※1991年財団法人、2010年公益財団法人に改組）
- 1991年 企画部内に国際交流室を新設（※1999年国際室、2003年国際課へ改称）
- 1992年 浜松市国際交流センター（現浜松市多文化共生センター）開設
- 2001年 浜松市世界都市化ビジョン 策定（※2008年改訂）
- 2001年 外国人集住都市会議を提唱・設立、第1回会議を浜松市で開催
- 2010年 浜松市外国人学習支援センター 開設
- 2011年 外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業 開始
- 2012年 日韓欧多文化共生都市サミット2012浜松 開催
- 2013年 浜松市多文化共生都市ビジョン 策定（※以降、2度改定）
- 2015年 外国人集住都市会議はままつ2015 開催
- 2017年 インターカルチュラル・シティ・ネットワーク 加盟
- 2019年 都市間連携サミット2019浜松 開催
- 2020年 外国人雇用サポートデスクを浜松市多文化共生センター内に開設
- 2021年 外国人材活躍促進事業（外国人材活躍宣言認定事業所 等）開始
- 2024年 インターカルチュラル・シティシンポジウム2024浜松 開催

16

3. 浜松市の多文化共生施策

多文化共生都市ビジョン

- 2013年3月策定（2018、2023年改訂：現在第3次）※計画期間：2023～2027年度
- 生活支援などの課題解決型の多文化共生の取組を充実させるとともに、外国人材の活躍をさらに促進し、多様な人材とともに都市を発展させる価値創造型の多文化共生社会を目指す

【目指す都市の将来像】

相互の理解と尊重のもと、創造と成長を続ける、ともに築く多文化共生都市

【目指す方向性】

協働

認め合い、手を取り合い、ともに築くまち

創造

多様性を生かして新たな価値・文化を生み出すまち

安心

誰もが快適に暮らせるまち

【重点取組】

- ① 外国人材の活躍促進
- ② 総合的・体系的な日本語教育の推進
- ③ 日常生活やライフステージに応じた支援体制の構築
- ④ 危機管理体制の強化
- ⑤ デジタルツールの活用・DXの推進

17

3. 浜松市の多文化共生施策

多文化共生都市ビジョン

協働

- (1) オール浜松での取組推進
 - ◆多文化共生に携わる多様な関係機関等との連携促進
 - ◆浜松国際交流協会のネットワーク機能の強化
 - ◆多文化共生優良事例の共有
- (2) 多文化共生のための教育・啓発
 - ◆国際理解教育の推進
 - ◆多文化共生に対する理解促進
- (3) 交流機会の充実による相互理解の促進
 - ◆相互交流イベントの開催
 - ◆地域での交流促進のための支援
- (4) 多様性のある地域活動の促進
 - ◆自治会など地域コミュニティへの参画促進
 - ◆外国人コミュニティや支援団体との連携強化

創造

- (1) 次世代の育成・支援
 - ◆子供たちの国際感覚の涵養
 - ◆外国にルーツを持つ子供たちへの教育支援
 - ◆外国にルーツを持つ青少年期のキャリア支援の充実
- (2) 多様性を生かした文化・創造活動の促進
 - ◆文化・芸術活動への参加促進
 - ◆多様性の理解・尊重による新たな文化の醸成と発信
 - ◆外国人市民による自らの文化の発信
- (3) 多様性を生かした地域の活性化
 - ◆外国人市民の就労支援
 - ◆多様な外国人材の受け入れ促進
 - ◆地域における外国人の起業促進
- (4) 他都市や関係機関との連携推進
 - ◆国内の都市や関係機関との連携促進
 - ◆インターカルチュラル・シティとの連携を通じた知見やノウハウの共有

安心

- (1) 危機管理対策（災害・感染症等）
 - ◆災害時外国人支援情報コーディネーターを中核とした防災対策
 - ◆共生社会の防災力向上
 - ◆多様な発信ツールを活用した情報提供
- (2) コミュニケーション支援
 - ◆日本語学習支援体制の強化・充実
 - ◆通訳・相談員の配置充実と育成強化・活用
 - ◆ICT等を活用した多言語・やさしい日本語による情報提供
- (3) 地域共生支援
 - ◆地域課題の解決に向けた支援と情報共有
 - ◆地域ルールの理解や義務の遂行に向けた啓発
 - ◆地域での相互理解を進める人材の育成と活用
- (4) 安心な暮らしの確保
 - ◆各種情報や相談対応の充実《ライフステージ・住居・医療・福祉・保健・在留資格》
 - ◆地域の生活支援・社会福祉拠点との連携
 - ◆安心した生活のための周知・啓発《防犯・交通安全等》

18

3. 浜松市の多文化共生施策

拠点施設

◆浜松市多文化共生センター

多文化共生コーディネーターなどの専門スタッフを配置し、地域における多文化共生の取組など、外国人市民の定住化に対応したさまざまな支援を包括的に実施（2008年7月改組） ※前身の国際交流センターは1992年開設

【主な事業】

- 多言語相談・情報提供【多文化共生総合相談ワンストップセンター】
- 地域共生事業 ○ 多文化防災事業 ○ 人材育成事業
- 多様性を生かしたまちづくり
- 多文化共生理解促進・活動支援事業
- 外国人材帯同家族に対する日本語教室や生活オリエンテーションを実施（2025年度～）



浜松市 多文化共生センター
Hamamatsu Intercultural Center

◆浜松市外国人学習支援センター

外国人の大人から子供までを対象とした総合的な学習支援の施設の拠点として日本語教室や日本語ボランティア養成講座などを市民協働により実施（2010年1月18日開設）

※2F＝南米系外国人学校ムンド・デ・アレグリアが入居

【主な事業】

- 外国人市民を対象とした日本語教室
- 日本語学習支援ボランティア養成講座
- NPO等支援団体と連携した地域日本語学習支援
- 多文化理解・交流のための講座やイベント
- 外国につながる次世代の学習支援



浜松市 外国人学習支援センター
Hamamatsu Foreigners' Learning Support Center

19

3. 浜松市の多文化共生施策

拠点施設：浜松市多文化共生センター



おとなりさんは外国人?!



浜松市多文化共生センター

20

3. 浜松市の多文化共生施策

拠点施設：浜松市多文化共生センター



● 地域への取組み

① 生活ルールの周知／理解

自治会活動や、ごみ出し・分別方法の説明会、防災訓練など通訳派遣や、多言語での回覧文の様式を公開するとともに回覧文書翻訳に対応

② 地域での事例共有

地域共生自治会会議を開催し、外国人住民からの視点も踏まえ、地域での課題や事例を共有する場としています。

③ 講師の紹介

外国人住民の状況や多文化共生の取組み、各国の文化理解の講座について

④ なんでも相談窓口

多言語での生活相談、各専門家（入管、弁護士、社労士等）との連携

⑤ 地域のイベント企画支援

防災、祭り、自治会などへの外国人住民参加呼びかけ、効果的に行う工夫等

● その他の取組

- ・人材育成（外国人防災リーダー、地域社会での相互理解を進める人材）
- ・多文化共生活動団体への助言や支援、ネットワーク会議
- ・家族滞在者等に向けた、新生活オリエンテーション
- ・外国人材を雇用する企業支援（アドバイザー派遣等）
- ・情報発信、多文化共生に関する啓発

21

3. 浜松市の多文化共生施策

安心

生活ルールへの周知、理解

● 地域への取組み

各国語の説明文書などをオンライン公開

- ・自治会の活動についての説明文

ex) 費用、活動、スケジュール

→ 各自治会の実態に合わせ記載したものを必要な言語に翻訳をします。

- ・草取り、夏祭り、防災訓練ちらし

- ・短文の案内

(自治会費等の請求、
〇〇にごみを捨てないで、
草刈り)

- ・集会所規定 など



くさとり 草とりに 参加してください
Vamos participar do "Kusatori"

国に異なるとはなり、住んでいる国を異にする人々の間にこの日を設け、草を
とります。みんなが一緒に、自分たちの国をきれいにします。

O "Kusatori" é uma das atividades da bairro, onde os moradores se reúnem para fazer a
coação do mato. Vamos colaborar para raspar a lama e fazer a limpeza do local onde
moramos.

日時: 月 日 (日・月・日) 9:00~12:00
DATA: (Mês) (Dia) (Sub・Dom) 1 2 horas

集合場所: _____
Local: _____

持ち物: 草刈り道具、飲み水、帽子、靴
Trazer: Lousa e "kono" (utensílio para
cortar o mato)

※草刈り道具、飲み水、帽子、靴は、各自に持って来てください。

※草刈り道具、飲み水、帽子、靴は、各自に持って来てください。

※Come não possa participar no dia, será necessário pagar a quota de
estadia (diária).

※Se não é possível participar, também deverá
entrar em contato com o síndico.

市役所: _____ 区役所: _____
Residência: Associação de Moradores _____

22

3. 浜松市の多文化共生施策

安心

生活・行政情報の多言語化及び発信

- ◆外国語版広報はままつ
(英語・ポルトガル語・やさしい日本語)



広報はままつ
はままつ

▲広報プラスはままつ
(およそ100か国の言語
での自動翻訳)

- ◆市公式多言語生活情報サイト
「カナル・ハママツ」

【掲載内容】
教育、防災、税金、福祉、
ごみ・リサイクル、
健康と医療、労働 等

＜7言語対応＞
・英語
・ポルトガル語
・やさしい日本語
・スペイン語
・フィリピン語
・中国語
・ベトナム語

- ◆ウェルカムパック

- ◆防災ホットメール
(やさしい日本語・英語・ポルトガル語)

土砂災害や 河川氾濫
避難所の開設等の情報を
多言語で配信。



- ◆行政窓口での多言語通訳用タブレット
端末や電話対応時の3者間通話の活用



23

3. 浜松市の多文化共生施策

安心

やさしい日本語 の活用促進

2021年度実施「浜松市における日本人市民及び外国人市民の意識実態調査」より

外国人対応は外国語でなければいけない？

→日本語が、ある程度わかる外国人市民は多い

日本語で会話することが「まあまあできる」「わりとできる」
「ほぼ完全にできる」と回答した割合

80.1%

ひらがな・カタカナを読むことが「まあまあできる」「わりとできる」
「ほぼ完全にできる」と回答した割合

78.6%

やさしい日本語とは？

普段使用している日本語よりも簡単で、だれでも分かりやすい日本語

■ ステップ1 短文・単文にする

(例) ただちに避難してください → ただちに／避難して／ください

■ ステップ2 やさしいことばに変換する（具体的に）

(例) ただちに → すぐに 避難して → 逃げて
⇒ すぐに／逃げて／ください

■ ステップ3 やさしい文法に変換する

(例) 余震がくる可能性があるため、ただちに避難してください

⇒ すぐに／逃げて／ください／この後／また／揺れる／かもしれません



■ 参考資料

在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン
(出入国在留管理庁・文化庁)

24

3. 浜松市の多文化共生施策

安心

多言語による生活相談や情報提供・通訳職員の配置

区分	内容
母語による相談 @多文化共生総合相談 ワンストップセンター	ポルトガル語、英語、スペイン語、中国語、フィリピン語、 ベトナム語、インドネシア語
専門機関と連携した ワンストップ相談 @多文化共生総合相談 ワンストップセンター	○ 在留手続き相談 → 出入国在留管理庁と連携（ポルトガル語、スペイン語） ○ メンタルヘルス相談 → 市精神保健福祉センターと連携 （ポルトガル語対応のブラジル人心理士2名を配置、英語、スペイン語、中国語 フィリピン語、ベトナム語、インドネシア語） ○ 法律相談 → 静岡県弁護士会と連携 （英語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語） ○ 行政書士相談 → 静岡県行政書士会西遠支部と連携 （ポルトガル語、スペイン語） ○ 税務相談 → 東海税理士会浜松西支部と連携 （ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語） ○ 雇用・就労相談 → 地元経済団体と連携
市役所窓口等の通訳	○ ポルトガル語通訳職員 約30名（配置：窓口・税金・保健・福祉・教委 等） ○ 英語通訳職員 2名（国際交流員）

25

3. 浜松市の多文化共生施策

安心

危機管理対策（災害・感染症等）

◆浜松市災害時多言語支援センター

大規模災害が発生した際に外国人支援活動を行う拠点として、公益財団法人浜松国際交流協会（HICE）との連携により浜松市多文化共生センター内へ設置

＜主な活動＞

- 災害時に外国人に対して提供が必要な情報の収集及び多言語による発信
- 外国人からの相談・問合せ等への対応
- 避難所等への通訳者派遣と外国人の避難状況把握 など



◆災害時多言語ボランティアの養成

災害時多言語支援センターの体制整備の一環として、バイリンガルによる災害時多言語ボランティアの活躍を促すための養成研修を実施（2015年度～）



◆多文化防災訓練の実施

自治会や地域の総合病院（遠州病院）等と連携し、外国人市民を巻き込んだ多文化防災訓練を実施



26

3. 浜松市の多文化共生施策

協働

オール浜松での取組推進

◆浜松市多文化共生推進協議会

多文化共生の推進に携わる各種団体・関係機関やコミュニティ代表らの参画を得て、多文化共生のまちづくりをオール浜松で推進することを目的として開催。
（2012年度設立）

※参加14団体・機関（浜松市、浜松商工会議所、浜松自治会連合会、浜松市民生委員児童委員協議会、在浜松ブラジル総領事館、法務省名古屋出入国在留管理局浜松出張所、厚生労働省静岡労働局浜松労働基準監督署、厚生労働省静岡労働局浜松公共職業安定所、静岡県警察浜松市警察部、浜松市教育委員会、公益財団法人浜松国際交流協会、浜松市外国人市民共生審議会、浜松市地域日本語教育総合調整会議等）



◆浜松市外国人市民共生審議会

外国人市民が市民生活を営む上での諸問題や日本人市民と外国人市民との共生の推進等について調査・審議。

（前身の市民会議は2000年設置、2008年度～条例設置）

⇒外国人市民から直接声を聴く公的機会を設け、提言を施策へ反映

◇任期 3年 2023年4月から第7期

◇構成=委員10名

（第7期：ブラジル1、フィリピン1、ベトナム1、中国1、インドネシア2、韓国1、ペルー1、学識経験者、知識経験者）



◆はままつ多文化共生活動表彰制度

多文化共生社会づくりに積極的に取り組み、他の模範となる優れた先駆的・継続的な取り組みを行っている団体、個人を表彰することで、多文化共生の成功・優良事例を共有（2018年度創設）



27

1. 多文化共生とは
2. 在留外国人の状況
3. 浜松市の多文化共生施策
4. 今後に向けて

28

4. 今後に向けて

- 多様な文化背景を持つ住民同士の相互交流や対話の機会の充実
- 多様性を新たな文化の創造・発信や地域の活性化に生かした取組の推進
- 類似した課題を抱える国内外の多文化共生都市との連携強化を通じた課題解決

多様性を都市の活力や発展につなげる
「誰もが活躍できる多文化共生都市・浜松」の実現



29



ご清聴ありがとうございました

4 中央区協議会（代表会）からの連絡事項について

地域課題－東

（東地域分科会）地域課題に係る報告（令和8年7月）

件名	委員会年間活動報告について	開催月	令和8年3月
内容	○背景又は取り上げた理由 東地域分科会においては、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第28条「地域分科会は、その事務の一部について審議させるため、議決により委員会を置くことができる。」の規定に基づき、平成23年度から交通安全、地域福祉、地域防災の3つの委員会を設置し、地域課題の解決に向けて活動している。 ○内容 令和7年度の委員会活動について、各委員会から別紙のとおり年間活動報告が提出された。なお、5月26日に開催した令和8年度第2回東地域分科会において、委員改選後の委員会編成を協議し、新たな構成での委員会活動を予定している。		
所管	東行政センター		
質問 ・ 意見 ・ 回答	委員からの主な質問・意見等	回答	
	（各委員会における意見を含む活動報告は別紙のとおり）		

令和7年度中央区協議会（東地域分科会）交通安全委員会 年間活動報告

- 1 開催日 第1回 令和7年 5月15日（木）
 第2回 令和7年 9月19日（金）
 第3回 令和7年11月11日（火）
 第4回 令和8年 1月15日（木）
 第5回 令和8年 3月10日（火）

- 2 交通安全委員 委員長：馬塚 繁光 職務代理：山田 俊明
 委員：川合 喜實子、原 利夫、松本 久和、
 森田 良信、米山 英二 （50音順・敬称略）

3 協議テーマ

「停止線 しっかり停まって 事故防止」

「車間距離 つめるほどに 無くなる余裕」

4 活動内容

（1）各期交通安全運動初日（事前）街頭広報に参加

- 日時【春】令和7年 4月 4日（金）午前7時20分～午前8時00分
 【夏】令和7年 7月11日（金）午前7時20分～午前8時00分
 【秋】令和7年 9月19日（金）午前7時20分～午前8時00分
 【年末】令和7年12月15日（月）午前7時20分～午前8時00分

（2）交通死亡事故現場確認

- 日時：令和7年5月15日（木）午前10時00分～午前10時50分
 ■場所：浜松市中央区白鳥町1015番地の1地先
 ■内容：令和6年9月24日発生した現場にて、浜松東署交通課鈴木署員から発生状況等の解説。



(3)交通安全講習会へ参加

■日時：令和7年11月11日（火）午前8時30分から午前11時50分まで

■場所：交通教育センターレインボー浜名湖（浜名区細江町気賀5200-5）

■内容：自動車の反応速度や停止距離の測定等体験型講習会に参加することにより、
加齢による身体能力の変化等を再認識した。



令和7年度中央区協議会（東地域分科会）地域福祉委員会 年間活動報告

1 開催日

- 第1回 令和7年 5月14日（水）
- 第2回 令和7年 8月 6日（水）
- 第3回 令和7年10月 1日（水）
- 第4回 令和7年12月 3日（水）
- 第5回 令和8年 1月21日（水）

2 地域福祉委員

委員長：清水 猶

職務代理：栗田 孝代

委員：岩井 正次、小栗 恭子、高林 直子、田中 美代子、宮下 まゆみ
(50音順・敬称略)

3 協議テーマ

こどもに視点をあてた福祉 ※令和5・6・7年度共通

4 活動内容

協議テーマに基づき次の活動を行った。

- (1)【講話】 「浜松市こども計画」について
こども若者政策課 課長 園田 俊士 様
主任 西 智子 様
- (2)「浜松市こども計画」の振り返り
- (3)わたしが考える家庭（家族）の日について
- (4)わたしが考える家庭（家族）の日について（2回目）
- (5)地域福祉委員会（令和5年度～令和7年度）の活動まとめ

5 地域福祉委員会（令和5年度～令和7年度）の活動まとめ

- ・わが国では、少子高齢化に伴う人口構造や雇用環境、家族や地域社会を取り巻く社会背景の変化により、家族機能の低下に加え、地域における人間関係の希薄化が進み、社会的孤立や経済的困難、虐待、ひきこもりなど、深刻な問題が増加している。
- ・地域福祉委員会では、令和5年度から3年間「こどもに視点をあてた福祉」を協議テーマとして活動してきたが、改めて「こどもの笑顔があふれる社会」を実現するため、「浜松市子ども育成条例（第10条）」に掲げられた「はままつ子どもふれあい週間（毎月第3日曜日から始まる1週間）」に着目した。
- ・過去には、毎月第3日曜日が家庭の日（平成23年10月に静岡県の実綱が改正され規定は廃止）として周知されていた時期があり、委員の多くも家庭の日の存在を覚えていた。

- ・ 本市では、家庭の日が廃止された後も、すでに地域に定着した事業として、現在も毎月第3日曜日の午前9時から午後5時を「協働センター附設体育館の一般（無料）開放」として実施している。

【令和6年度】協働センター附設体育館の一般（無料）開放利用状況

天竜 449人

笠井 176人

積志 355人

長上 15人 ※大規模改修のため令和7年3月のみ実施

蒲 162人

- ・ 令和7年12月及び令和8年1月の協働センター附設体育館の一般（無料）開放利用状況においては、上記の5協働センターにおいては、こどもを含む家族と思われる利用者が一定数確認できたが、全体でみると大人のみのグループ利用が多い状況であった。
- ・ 委員の中にも、協働センター附設体育館の一般（無料）開放を知らない方もおり、「はままつ子どもふれあい週間」における過ごし方のひとつの選択肢として、周知したらどうか？
- ・ 年度当初の協働センターだよりで周知しているケースが多いようだが、実際に利用している写真を載せたら利用も広がるのではないかな？
- ・ こども同士のつながりから、誘い合って親にも広がる、そうやって周知されていくこともあるかもしれない。P T A活動が難しくなりつつある中で、こどもを通じて親同士がつながり、徐々に地域のつながりへと広がっていくと良いなと思う。
- ・ 今後、休日の部活動の地域展開が予定されているが、指導者任せではなく、保護者の協力も必要だと思う。その点でも、地域の人たちがつながるきっかけになるかもしれない。

6 次年度について

「はままつ子どもふれあい週間」を広く周知するため、過ごし方の具体例として協働センター附設体育館の一般（無料）開放の認知度を上げることで、家庭から地域へとつながりが広がるきっかけを提供していきたい。

7 参考

【浜松市子ども育成条例（第10条）】

市民一人一人が子どもや子育てについての関心と理解を深めるために、毎月第3日曜日から始まる1週間をはままつ子どもふれあい週間（以下「子どもふれあい週間」という。）とする。

子どもふれあい週間には、市、保護者、学校等、事業主、子ども育成団体及び市民は、それぞれの立場で、啓発その他の子どもとの触れ合いに関する活動を実施するよう努めるものとする。

令和7年度中央区協議会（東地域分科会）地域防災委員会 年間活動報告

- 1 **開催日**
 - 第1回 令和7年6月25日（水）
 - 第2回 令和7年8月28日（木）
 - 第3回 令和7年12月16日（火）
 - 第4回 令和8年2月20日（金）
- 2 **地域防災委員**
 - 委員長：小野敏彦 職務代理：磯部茂明
 - 委員：齋藤孝明、齋藤誠、菅沼とも子、間瀬弘明
（敬称略・五十音順）

- 3 **協議テーマ** 「市民協働として考えられる水害対策」

4 活動内容

（1）天竜川避難判断について

令和5年6月2日の浜松市北部・南部で発表された大雨警報では、天竜川において高齢者等避難情報が発令された。現実味を帯びた天竜川の氾濫について、また近年頻発、激甚化する水害について市民協働で対応できることを検討した。

- ① 天竜川下流氾濫情報の活用及び防災士会との連携について
- ② 昨年度の振り返りと天竜川氾濫情報に対する現実的避難行動について

（2）災害時及び防災活動に関する協定の検討

防災力向上及び避難行動について、令和6年9月に発足した浜松防災士会と中ノ町地区自治会連合会との災害協定の締結に向けてひな形の作成をした。

- ① 浜松防災士会と浜松市災害ボランティア連絡会の違いについて
- ② 災害時及び防災活動に関する協定（案）について説明

（3）災害時防災協定の締結状況について

東地域内において災害時防災協定の好事例の横展開を図るための情報収集を各自治会へ依頼した。

（4）活動の振り返りについて

今年度の活動を振り返るとともに次年度へ引き継ぐ活動を確認した。

5 意見・感想

- ・中ノ町地区自治会連合会と浜松防災士会の防災協定については、締結に向けて話し合いが行われている。締結には至っていないが内容を話し合う中で浜松防災士会への協力が始まっている。
- ・災害時防災協定の締結状況について、積志地区自治会連合会で調査を始めたところである。取りまとめして提出する。
- ・浜松防災士会との災害協定が締結することができれば、東地域内で横展開をしていきたい。

- ・防災協定の締結状況は、引き続き情報の提供を呼び掛けていき防災力強化のため協定を結んでいない地域への横展開をしていきたい。次年度へ活動の引継ぎをお願いしたい。

6 次年度について

【令和 8 年度へ引継ぎをする活動】

- ・災害時防災協定の締結状況

（西地域分科会）地域課題に係る報告（令和8年7月）

件名	災害備蓄について	開催月	令和8年3月
内容	○背景又は取り上げた理由 市の防災倉庫の備蓄品は十分でなく自主防災隊でも備蓄を進めている。 舞阪地区などの津波浸水区域の方が、高台にある神久呂地区に避難されるケースもあるのではないかという意見もあり、どこまで自主防災隊で備蓄を進めるべきか苦慮している。 ○内容（他の委員に聞きたいこと） （１）各委員の地域や家庭の災害備蓄品の備蓄状況について （２）各委員の地域の自主防災隊や各委員個人の災害備蓄の基準や考え方について （３）津波の浸水想定区域などにお住まいの方や区域内の自主防災隊が、他地区に避難することを想定（計画）している場合があるか。		
所管課	西行政センター		
質問・意見・回答	委員からの主な質問・意見等	回答	
	（１）災害備蓄品の備蓄状況について 災害備蓄品がどれだけあるのか、防災倉庫にはどのような防災資機材が配備されているのか地域に十分に周知されている状況とは言えない。 地域で適切な備蓄を進めるためにも、住んでいる地域を超えた避難を円滑に進めるためにも、災害備蓄品や防災資機材の備蓄・配備についてどのように周知を図っていくのか教えてほしい。	【危機管理課】 防災倉庫の備蓄品や資機材の一覧については、避難所開設の迅速化のために設置する「ファーストミッションボックス」の中に収納することを予定している。 今後、自主防災隊や地区防災班員などが集まる地域防災連携連絡会を利用して、その一覧表を使い防災倉庫の備蓄品等を確認していただきたい。	

	(1) 各地域の災害備蓄品の備蓄状況について	【舞阪地区委員】 自主防災のマニュアルに従い世帯数に応じた用意すべき資機材の種類を自主防災隊資機材整備補助金を使って揃えている。 【入野地区委員】 自主防災隊資機材整備補助金を使ってアルファ化米、発電機、テント、トイレなどを計画的に購入している。 【村櫛地区委員】 5年かけて毎年、アルファ化米を600食購入しました。その後も更新をしており、古いものは訓練で配布している。
	(2) 災害備蓄の基準や考え方について 暑い日に災害が来て避難しなければならないときなど、熱中症対策はどのように考えているか。	【西行政センター】 来年度、津波避難タワー・マウンドに日よけの設置や熱中症対策用品の配置を予定している。
	(3) 他地区への避難想定について 舞阪地区などで津波が来て避難所を開設できない場合は、その地区の方たちはどこへ避難したらよいか。	【舞阪地区委員】 当地域は津波浸水想定区域である。他地区へ避難する方がどの程度いるか把握していないが、把握する必要があると考えている。 【西行政センター】 津波の被害状況により、その時に利用できる施設で柔軟に対応していくことになる。

（南地域分科会）地域課題に係る報告（令和8年7月）

件名	馬込川水門の工事实施状況について	開催月	令和8年6月
内容	○背景又は取り上げた理由 浜松市沿岸域の津波対策の整備が一部残る馬込川河口部は、津波被害軽減のため令和3年から水門整備工事が実施されている。令和4年度には南区協議会委員の希望者による現場視察を実施した。 毎年度、県による工事の進捗状況について説明を実施している。 ○内容 令和9年度内での完成が近いと、工事の整備状況について、静岡県浜松土木事務所沿岸整備課から説明いただいた。		
所管	静岡県浜松土木事務所 沿岸整備課		
質問 ・ 意見 ・ 回答	委員からの主な質問・意見等	回答	
	1 何度か見学に行ったことがある。企業の協力による防潮堤の整備を含め、ここまでの災害を防ぐ大工事を進めていただいたことに感謝申し上げたい。	1 <意見>	
	2 昨年、見学会に参加した際、工事関係者より「自信をもって建設している」との話があった。実際に津波が発生した時に、正常に機能することを願っている。	2 <意見>	
	3 来年度に水門が完成するが、地域の中には関心が低い人もいる。そのような方々に向けて、大きくPRする場を設けてほしい。	3 来年度、完成式典等を計画していく。また、完成後に地域の方々に見学いただく機会を検討していく。	

ま ごめ がわ すい もん 馬込川水門整備



水門の位置



水門整備の概要

馬込川水門は、天竜川河口から浜名湖今切口までの浜松市沿岸域約17.5kmの内、馬込川河口部のため、防潮堤の整備による津波対策が残る場所に新たに建設する水門です。工事は、令和3年度からはじまり、総工費約97億円(令和8年1月現在)をかけて**令和9年度に完成する予定**です。

当水門は、浜松市沿岸域防潮堤と同レベルの防護水準を確保するため、レベル2津波に対しても大幅な減災効果が期待できる構造としています。

水門の操作は、地震計が最大加速度250ガル以上(震度5強程度)の地震を検知又はアラートで大津波警報等を受信した場合、水門ゲートを閉鎖する自動制御システムを採用しています。また、水門の操作は、操作室又は管理棟での機側操作に加え、浜松土木事務所からの遠隔操作も可能です。

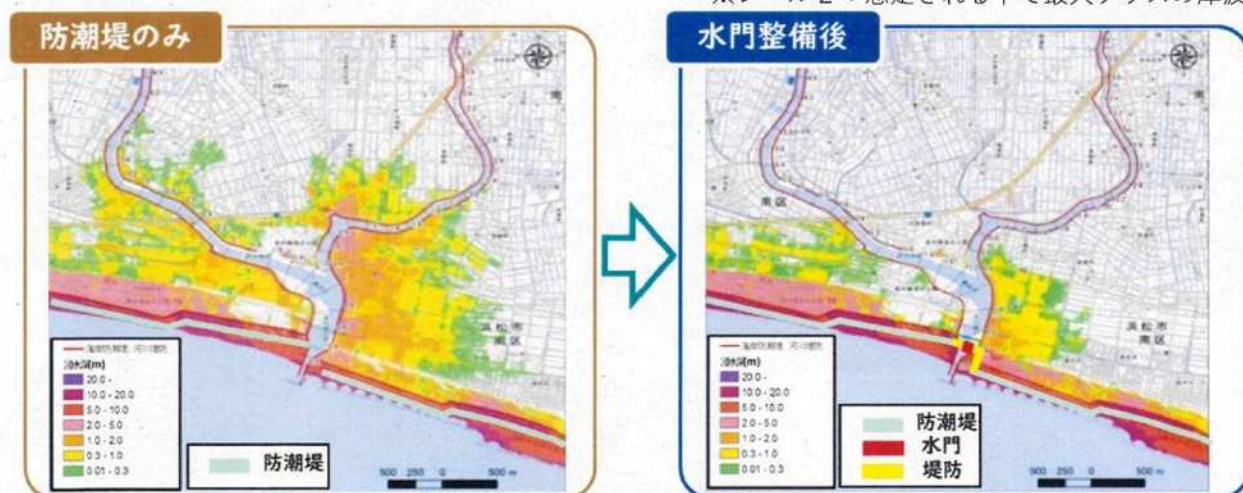
年度	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
工事内容	仮締切	水門本体(基礎・躯体)			管理橋		撤去
		扉体(設計・製作・設置)			電気・遠隔設備		
					左右岸横堤防		
							水門完成

馬込川水門による減災効果

馬込川周辺における浸水範囲の変化

▶ レベル2※ 津波による宅地浸水面積を **89%低減**

※レベル2：想定される中で最大クラスの津波



区分	防潮堤のみ	水門整備後
宅地の浸水面積	64%低減	89%低減
うち浸水深2m以上	93%低減	98%低減

浸水深2m以上の宅地面積では98%の低減効果があります。

浸水深2mを超えると木造家屋の全壊割合が大幅に増加することが知られています。

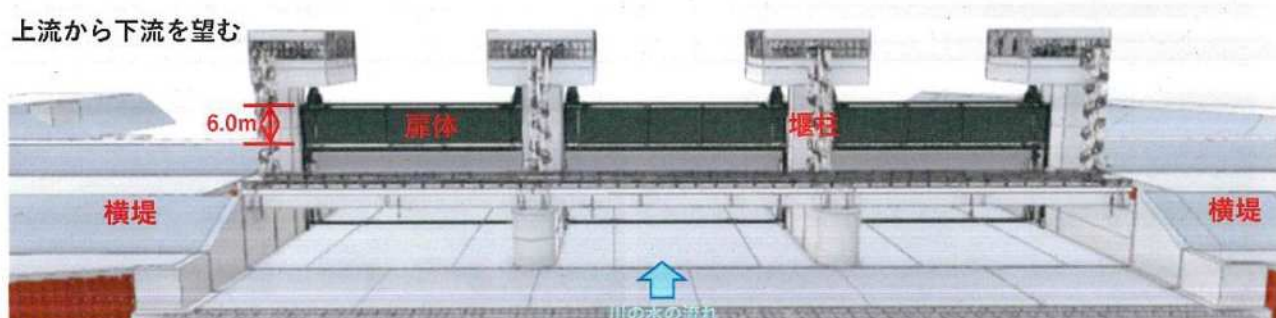
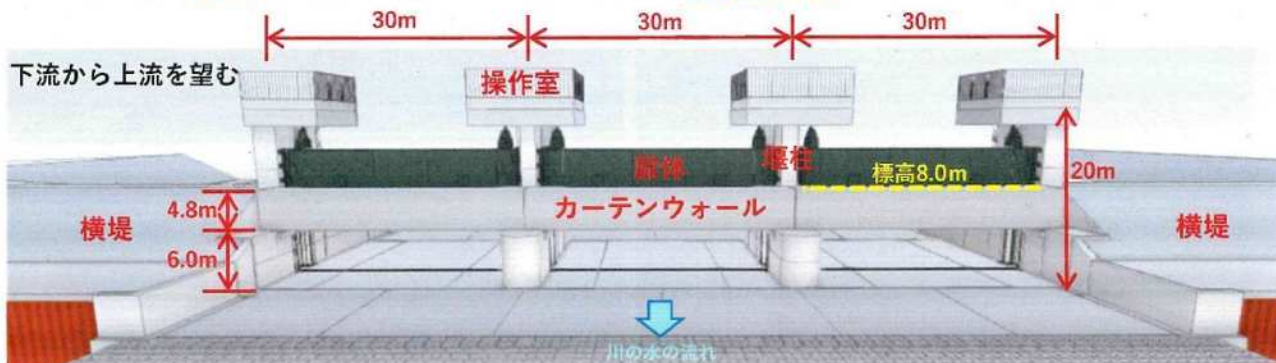
工事の進捗状況（施工の流れ）

令和3年6月～令和8年4月現在

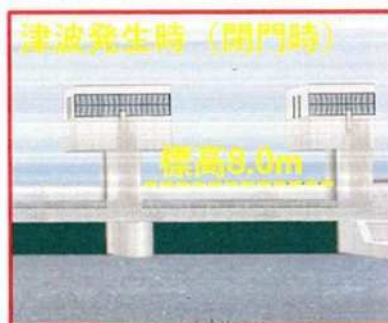


水門の構造（正面図・開門時）

➤ 水門幅 **90m**、津波を防ぐための高さは **標高8.0m**



水門形式	鋼製シェル構造サニットゲート	
門数	3 門	
水門幅	90m (30m × 3 門)	
敷高	T.P.-2.84m	
水門高さ(操作室屋上)	24.95m	
基礎工	鋼管杭 φ1200 × (28.5~31.5m) × 190本 鋼管杭 φ800 × 31.5m × 45本	
カーテンウォール天端高	T.P.+8.00m	
扉体の構造	純径間27m × 有効高6m	
水密方式	前面 4 方ゴム水密	
開閉方式	電動ワイヤロープウインチ式 (2 モータ 2 ドラム急降下装置付き)	
開閉速度	常時 (通常)	0.3m/min
	地震時 (自重降下)	2.0m/min
操作方式	機側操作及び遠隔操作 (自動操作)	



どぼカードを配布中!



YouTube「馬込川水門Ch」で
工事の進捗状況などを**配信**中!



静岡県浜松土木事務所

〒430-0929
浜松市中央区中央1丁目12番1号
(総合庁舎8階)
沿岸整備課(TEL: 053-458-7289)



Ver.1.3(2026.5)

浜松市沿岸津波対策

水門扉体工の工事が完了！



イメージキャラクター：馬込川すいもん君

浜松市沿岸部にお住いの皆さまの安全のため、全国に先駆け「レベル2（想定最大）津波に対する減災」を目標に整備された防潮堤。その中で唯一整備が残る馬込川河口部。河口部を襲う津波からの減災を目的に「馬込川水門」の整備を進めています。

「水門扉体（ゲート）」の工事完了！

約3年6ヶ月かけて進めてきた水門扉体（ゲート）工は、ゲートの正常な全閉・全開動作を確認した上で、令和8年3月に工事が完了しました。

引き続き、水門に接続する左右岸堤防工事等を進めていきます。



完成目標は令和9年度！

令和9年度完成を目標に工事を進めています。概ね順調に進んでいます。

年度	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
工事内容 (予定)	仮締切設置	①水門本体（基礎・躯体）				撤去 河川切替	
		②水門扉体（設計・製作・設置）				現在	
						③左右岸堤防	完成予定

Check! 進捗状況写真は、南行政センター1階と県浜松総合庁舎1階にも展示しています。
また、静岡県浜松土木事務所ホームページでもご覧いただけます。



Check!

静岡県と浜松市では、津波対策を進めるための寄附を募集しています。詳しくはホームページをご覧ください。



静岡県



浜松市

「操作室」「管理橋」の工事も完了！

水門上部にある「操作室」は、扉体（ゲート）を開閉する機器類を潮風等から守っており、壁にアルミ材や屋根に木材を使用することで、軽量の構造としています。



水門上流側にある「管理橋」は、水門を維持管理していく上で必要不可欠であるとともに、馬込川の左右岸が繋がり、防潮堤とも繋がることで、天竜川から浜名湖今切口までの浜松市沿岸域において、遊歩道としての利用が可能になります。



「右岸横堤」「管理棟」の工事を施工中！

「右岸横堤」は、水門右岸側に接続し、水門同様に津波を減災させる堤防です。

「管理棟」は、水門右岸側の津波浸水しない場所で、水門を現地で開閉するための機能を有した建物です。令和8年度内の工事完了を予定しています。



工事の進捗などを YouTubeで配信中！

【お問い合わせ】静岡県 浜松土木事務所 沿岸整備課

TEL : 053-458-7289 E-Mail : hamado-engan@pref.shizuoka.lg.jp

馬込川水門Ch



（南地域分科会）地域課題に係る報告（令和8年7月）

件名	南地域の賑わい創出（地域力向上）について	開催月	令和8年6月
内容	○背景又は取り上げた理由 南地域は地域力向上事業として、「南地域オータムフェスタ」や「ビーチコート利用促進事業」などを実施している。 南地域の人口減少が進んで行く中、本地域の更なる活性化を図る地域力向上事業について委員間で意見交換をしたいと考え、会長からの提案により議題とした。 ○内容 南地域内の自然や施設等の地域資源を活用した新規事業のきっかけになるアイデアについて、グループワークによる意見交換を行った。		
所管	南行政センター		
質問・意見・回答	委員からの主な質問・意見等	回答	
	1 「南地域オータムフェスタ」の内容を変えても良いのではないかと。 以前、町内で開催していた盆踊り大会を加えれば、これまでの来場者と異なる方々にも参加いただけるのではないかと。	1 <意見>	
	2 個々で開催しているイベントを点とし、それらを南地域全体に線のように繋げていきたい。 各地域で開催されているウォーキングやジョギングのイベントを広く周知し、展開していくのが良い。	2 <意見>	
	3 幼稚園やお店がないなど人が集まる拠点がない地域でも、住民が連携してイベントなどを行っている。 南地域の中でも地域差はあるが、地域課題は当該地域住民がどのような知恵を出し合い、取り組んでいるかが重要だ。	3 <意見>	

	4 馬込川水門の整備や豊臣秀吉ゆかりの頭陀寺の紹介など、地域資源をもっと周知、活用したらどうか。 また、地域住民がイベントを知らないなどの課題があるため、地域分科会委員の所属団体へも周知することも一つの方法ではないか。	4 <意見>
	5 河輪地区には幼稚園がなくなったが、力を入れるべきは就学前のこどもたちではないか。 地域のこどもたちは地域で育てることが大事であり、地域が主体となって、こどもたちとともに南地域を盛り上げていくのが良いのではないか。	5 <意見>



静岡県浜松市

ふるさとチョイスGCF

ガバメントクラウドファンディングに挑戦中

#

キーワード

観光・自然・環境・まちづくり・コミュニティ

夜空を彩る地域の誇り。 「佐鳴湖花火大会」を未来へ繋ぎたい！

目標金額

4,700,000円

受付期間

2026年 7月31日まで

ご寄付の使い道



佐鳴湖花火大会は地域に愛される夏の風物詩ですが、昨今の物価高騰により安定した継続開催が難しい状況です。皆様からお寄せいただいたご寄付は、安全対策経費、大会周知に関する印刷製本費など、地域住民が安心して花火大会を楽しめる環境づくりに使われます。

この伝統ある花火大会を次世代へ引き継ぎ、地域の絆を守るため、どうか温かいご支援をお願いいたします。一人ひとりのご協力が、佐鳴湖の夜空を彩り続けます！

地域の誇りを守るため、皆様のご協力をお願いします。

担当者メッセージ

佐鳴湖花火大会は、地域の皆様にとってかけがえのない夏の風物詩です。子どもたちの笑顔、ご家族の思い出、地域の絆を守るため、皆様のあたたかいご支援を心よりお願い申し上げます。花火に込められた想いを、次世代へ。ぜひ一緒に、この大切な伝統を未来へつないでまいりましょう。



浜松市中央区西行政センター
入野協働センター 主任 竹中

この寄付は「ふるさと納税対象」です。
地域の課題解決に役立ててみませんか？

お申込みはインターネットが便利！ ふるさとチョイスガバメントクラウドファンディングへ

URL

<https://www.furusato-tax.jp/gcf/5341>


寄付までの流れ

URL <https://www.furusato-tax.jp/gcf/5341>

Step.01 GCF のプロジェクトページにアクセス

まずは上記 URL か、右の2次元コードからアクセスして
GCF のプロジェクトページをご覧ください。



Step.02 お申し込み手続きを行う

ふるさと納税で応援 ボタンを選択し、寄付金額入力ページへ移動。

寄付金額を入力後、ページに従い入力を進める。

Step.03 決済をして寄付完了!!

後日、受領証明書をお受取りください。

寄付金控除手続きも、お忘れなく!!

プロジェクトに関するお問い合わせ

浜松市中央区西行政センター入野協働センター
メール: irino-k@city.hamamatsu.shizuoka.jp
電話: 053 - 449 - 2396

ふるさと納税のメリットは?

ふるさと納税とは、ご自身の故郷や、応援したい自治体に
寄付ができる制度のことです。自分の選んだ自治体に寄付を行うと、控除上限額内の
2,000 円を越える部分について、所得税や住民税の還付・控除が受けられます。



あなたの思いを込めた寄付が
ふるさとをそして日本を動かす!



ふるさとチョイスGCF®

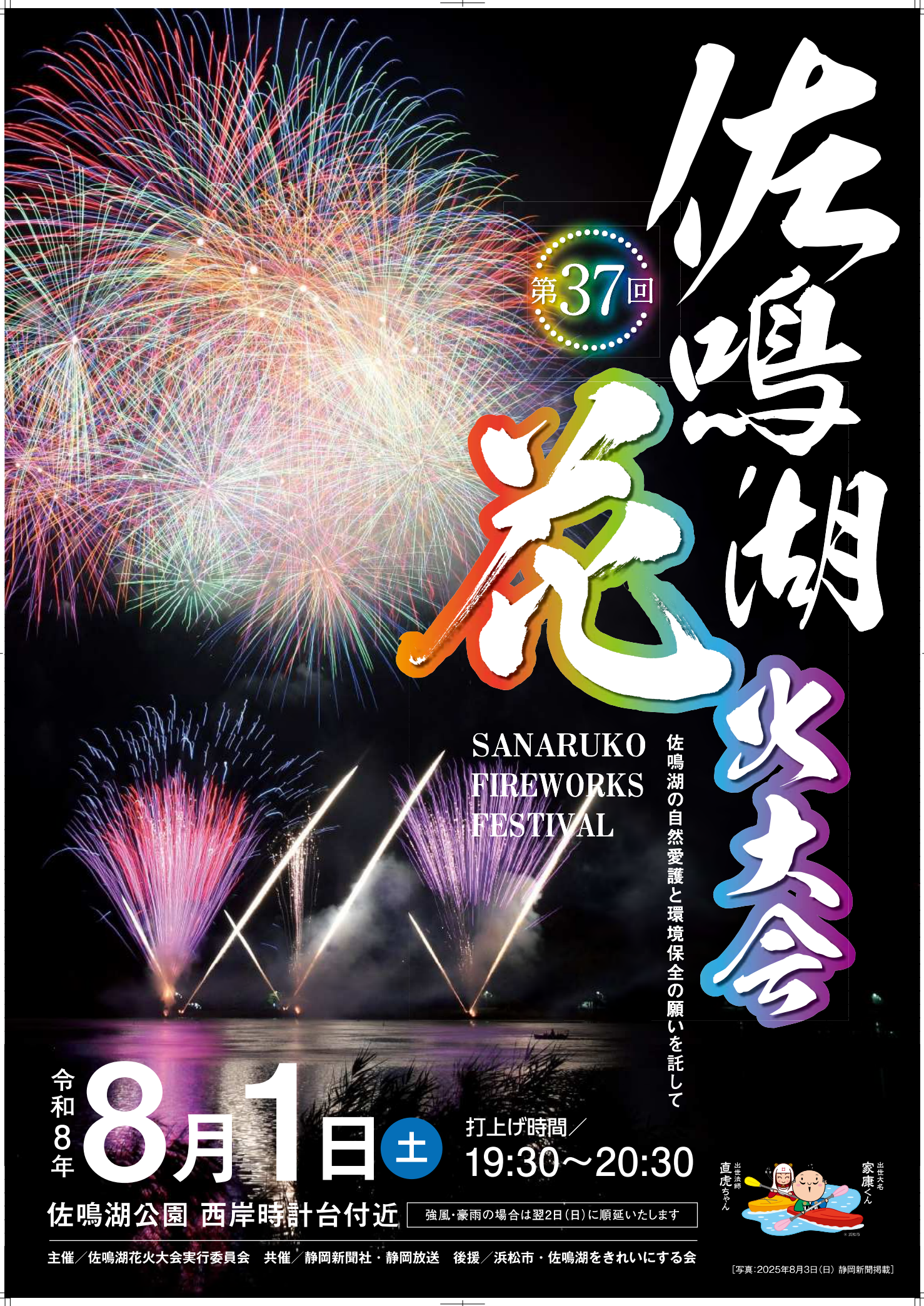


使い道に共感した方から寄付を募る ふるさと納税型クラウドファンディング

ガバメントクラウドファンディング®(GCF®)は、ふるさとチョイス
がふるさと納税制度を活用して行うクラウドファンディングです。
自治体が抱える問題解決のため、寄付金の使い道をより具体的に
プロジェクト化し、共感を得た方から寄付を募る仕組みです。

寄付に関するお問い合わせ

浜松市中央区西行政センター入野協働センター
メール: irino-k@city.hamamatsu.shizuoka.jp
電話: 053 - 449 - 2396



第37回

佐鳴湖 花火大会

SANARUKO
FIREWORKS
FESTIVAL

佐鳴湖の自然愛護と環境保全の願いを託して

令和8年
8月1日 **土**

打上げ時間／
19:30～20:30

佐鳴湖公園 西岸時計台付近

強風・豪雨の場合は翌2日(日)に順延いたします

出世法師
直虎ちゃん



出世大老
家康くん

主催／佐鳴湖花火大会実行委員会 共催／静岡新聞社・静岡放送 後援／浜松市・佐鳴湖をきれいにする会

[写真:2025年8月3日(日) 静岡新聞掲載]

「伝統の中野町煙火大会を守りたい！ 安全な開催と存続への挑戦」

目標金額

11,910,000円

受付期間

2026年 7月31日まで

ご寄付の使い道

皆さまからご支援いただいた寄付金は、花火大会を安全に実施するための安全対策経費（会場警備費・交通誘導費等）をはじめ、花火大会の周知ポスターやプログラムの印刷製本費などに大切に活用し、持続可能な運営づくりにつなげていきます。

なお、寄付金額が目標金額を達成できなかった場合も、本事業に活用させていただきます。

また、目標金額を上回った場合も、本事業に係る財源とさせていただきます。



実行委員会からのメッセージ

「中野町煙火大会」は、地域の伝統行事として、世代を超えて受け継がれてまいりました。夜空を彩る花火は、地域の絆を深め、子どもたちにとってもかけがえのない思い出となっております。

しかしながら、近年の開催にあたりましては、安全対策の強化や運営費の増加により、従来以上の費用が必要となっております。つきましては、本大会を今後も継続し、より安全で魅力ある行事としていくため、皆様からのご支援・ご協力を賜りたく、寄付金を募集させていただくこととなりました。



この寄付は「ふるさと納税対象」です。
地域の課題解決に役立ててみませんか？

お申込みはインターネットが便利！ ふるさとチョイスガバメントクラウドファンディングへ

URL

<https://www.furusato-tax.jp/gcf/5369>



寄付までの流れ

URL <https://www.furusato-tax.jp/gcf/5369>

Step.01 GCF のプロジェクトページにアクセス

まずは上記 URL か、右の2次元コードからアクセスして
GCF のプロジェクトページをご覧ください。



Step.02 お申し込み手続きを行う

ふるさと納税で応援 ボタンを選択し、寄付金額入力ページへ移動。

寄付金額を入力後、ページに従い入力を進める。

Step.03 決済をして寄付完了!!

後日、受領証明書（お礼の品をご希望された方はお礼の品）を
お受取りください。寄付金控除手続きも、お忘れなく!!

プロジェクトに関するお問い合わせ

浜松市東行政センター

✉ : e-shinko@city.hamamatsu
.shizuoka.jp

☎ : 053-424-0115

ふるさと納税のメリットは？

ふるさと納税とは、ご自身の故郷や、応援したい自治体に
寄付ができる制度のことです。自分の選んだ自治体に寄付を行うと、控除上限額内の
2,000 円を越える部分について、所得税や住民税の還付・控除が受けられます。



あなたの思いを込めた寄付が
ふるさとをそして日本を動かす!



ふるさとチョイスGCF

使い道に共感した方から寄付を募る ふるさと納税型クラウドファンディング

ガバメントクラウドファンディング®(GCF®)は、ふるさとチョイス
がふるさと納税制度を活用して行うクラウドファンディングです。
自治体が抱える問題解決のため、寄付金の使い道をより具体的に
プロジェクト化し、共感を得た方から寄付を募る仕組みです。

寄付に関するお問い合わせ

浜松市東行政センター

✉ : e-shinko@city.hamamatsu
.shizuoka.jp

☎ : 053-424-0115



中野町 煙火大会

2026

NAKANOMACHI
FIREWORKS
FESTIVAL

天竜川河川敷

8.14 金

19:15~20:30

中野町煙火大会オープニングイベント 天竜川河川敷
浜商OBOG吹奏楽団 演奏 18:00~
よさこい踊り「響天動地」 18:30~

【主催】中野町煙火大会実行委員会

【後援】浜松市、中日新聞東海本社 【協賛】中ノ町自治会連合会 【協力】遠州鉄道株式会社



国道1号線 天竜川橋南

◎天候や天竜川の水位の状況により、順延になる場合があります。
順延予定日は8月29日(土)です。

浜松市地域遺産認定

交通のご案内

- ◎会場周辺には駐車場はありません。
- ◎臨時増便する遠鉄バス「中ノ町」バス停を利用してください。
- ◎会場周辺道路は8/14午後5時より車両通行止めとなります。ご協力をお願いします。

【同会】K.mix OleOleJubilo パーソナリティ 新井真奈美



花火大会やイベントのプロジェクトへ直接寄附

～地域を応援する気持ちをかたちに～

ふるさと納税（ガバメントクラウドファンディング）とは？

- ✓ あなたの寄附が、地域の未来につながる！
- ✓ 実質2,000円の負担で地域貢献できる！
- ✓ 寄附金のうち2,000円を超える部分は、所得税や住民税から全額控除（上限あり）！

知っておきたい重要ポイント

①自己負担は実質2,000円

複数のイベントに寄附しても、上限額の範囲内であれば自己負担の合計は2,000円です。

②控除上限額は人それぞれ

ご本人の年収や家族構成（配偶者の有無、子どもの年齢など）によって、控除される最大枠（上限額）が異なります。

例【3人家族】

- ・夫婦、子（中学生）一人
- ・年収 500万円
- 上限額：6万円（目安）



10,000円を寄附すると（一例）

寄附した金額から2,000円を除いた分は、所得税と住民税から控除されます。

※控除を受けるには「確定申告」か「ワンストップ特例制度」を利用した手続きが必要です。

【寄附金】	【寄附金内訳】	【控除の割り振り】	
ふるさと納税 寄附金 10,000円	控除額 A 8,000円 自己負担額 2,000円	B 800円 C+D 7,200円	所得税からの控除額 B 住民税からの控除額 C+D

内容	計算式 <>内は1万円寄附した場合の金額目安
A 控除額（計算の元となる額）	寄附金－自己負担額（＝2,000円）＜8,000円＞
B 所得税からの控除額	A×「所得税の税率」※R19までは復興特別所得税率を加える＜800円＞
C 住民税からの控除額（基本分）	A×10%＜800円＞
D 住民税からの控除額（特例分）	A×（100%－10%（基本分）－所得税の税率）＜6,400円＞

総務省「ふるさと納税ポータルサイト ふるさと納税のしくみ（税金の控除について）」
をもとに作成

「ふるさと納税ポータルサイト」はこちら 



令和８年度 浜松市中央区協議会西地域分科会 開催スケジュール

○令和8年7月15日変更

※災害対応などを理由として開催日程を変更する場合は、事前にお知らせいたします。

	年	月	日	曜日	開始時刻	会 場	備考
第１回	令和８年	４月	３０日	木	午後１時３０分	西行政センター 大会議室	
第２回	令和８年	５月	１８日	月	午後１時３０分	西行政センター 大会議室	
第３回	令和８年	６月	１７日	水	午後１時３０分	西行政センター 大会議室	
第４回	令和８年	７月	１５日	水	午後１時３０分	西行政センター 大会議室	
第５回	令和８年	８月	１９日	水	午後１時３０分	西行政センター 大会議室	
第６回	令和８年	９月	１８日	金	午後１時３０分	西行政センター 大会議室	【諮問】令和９年度当初予算 要求（案）の概要
第７回	令和８年	１０月	１５日	木	午後１時３０分	舞阪支所 ホール	【答申】令和９年度当初予算 要求（案）の概要
第８回	令和８年	１１月	１８日	水	午後１時３０分	西行政センター 大会議室	
第９回	令和８年	１２月	１６日	水	午後１時３０分	西行政センター 大会議室	
第１０回	令和９年	１月	２０日	水	午後１時３０分	西行政センター 大会議室	
第１１回	令和９年	２月	<u>２５日</u>	木	午後１時３０分	西行政センター 大会議室	
第１２回	令和９年	３月	２４日	水	午後１時３０分	舞阪支所 ホール	